

別海町議会会議録

第2号（平成23年3月10日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 12番 佐藤 初雄 議員
- ② 11番 中村 忠士 議員
- ③ 5番 瀧川 榮子 議員
- ④ 7番 丹羽 勝夫 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 12番 佐藤 初雄 議員
- ② 11番 中村 忠士 議員
- ③ 5番 瀧川 榮子 議員
- ④ 7番 丹羽 勝夫 議員

○出席議員（18名）

1番	西原 浩	2番	沓澤 昌廣
3番	福原 春夫	4番	安部 政博
5番	瀧川 榮子	6番	山田 初信
7番	丹羽 勝夫	8番	松原 政勝
9番	戸田 博義	10番	戸田 憲悦
11番	中村 忠士	12番	佐藤 初雄
13番	池田 幸雄	14番	安田 輝男
15番	山崎 賢一	16番	佐々木 春男
副議長 17番	横堀 昭康	議長 18番	渡邊 政吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼 猛	副町長	磯田 俊夫
教育長	山口 長伸	代表監査委員	鈴木 英世
監査委員	下川原 洋	農業委員会会長	松田 寅義
総務部長	小守 正	福祉部長	田村 秀男

産業振興部長 飯 島 孝 二
 教 育 部 長 根 本 幸 三
 農委事務局長 森 本 哲 男
 会 計 管 理 者 上 月 昭 彦
 福 祉 部 次 長 笠 原 悦 雄
 福 祉 部 次 長 松 本 光 永
 建設水道部次長 大 島 登
 総合政策課長 有 田 博 喜
 財 政 課 長 竹 中 仁
 福 祉 課 長 松 本 光 永
 町 民 課 長 斎 藤 英 彦
 保 健 課 長 佐 藤 秀 明
 デイサービスセンター
 施 設 長 中 澤 信 明
 農 政 課 長 山 崎 茂
 水産みどり課長 藤 原 繁 光
 管 理 課 長 木 村 功 男
 事業課技術長
 (病院建設準備室長) 山 岸 英 一
 出 納 室 長 相 山 一 晴
 学 務 課 長 佐 藤 英 敏
 生涯学習課長 下 地 哲

建設水道部長 田 中 忠 敏
 監査委員事務局長 半 田 雅 代
 病 院 事 務 長 真 籠 毅
 総 務 部 次 長 有 田 博 喜
 福 祉 部 次 長 守 川 昇
 産業振興部次長 土 井 一 典
 総 務 課 長 宮 部 正 好
 総 務 課 参 事 佐 藤 則 夫
 税 務 課 長 干 場 俊 昭
 福祉部付課長 松 壽 和 広
 福 祉 課 参 事 清 水 純 夫
 特 老 施 設 長 村 井 勉
 老 健 事 務 長 清 尾 昌 弘
 環境特別推進室長 佐 藤 康 男
 商工観光課長 岡 田 一 芳
 事 業 課 長 天 田 豊
 上下水道課長 永 野 寛 明
 病院事務課長 佐 藤 一 彦
 学 務 課 参 事 今 井 道 春
 図 書 館 長 中 川 浩

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 次 春

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

9 番 戸 田 博 義
 1 1 番 中 村 忠 士

1 0 番 戸 田 憲 悦

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

少し時間前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

9番戸田博義議員、10番戸田憲悦議員、11番中村忠士議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに、12番佐藤初雄議員、それでは、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は、一問一答方式であります。

○12番（佐藤初雄君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。4点ほど通告をさせていただいております。

大きな1点目といたしまして、福祉牛乳の給付拡充強化についてと題しまして質問させていただきます。

地域の福祉の充実、あるいは健やかに暮らせる福祉のまちづくりということで、別海町は長年にわたりまして、福祉牛乳の関連事業を実施しております。特に、当町におきましては、研修牧場、あるいは酪農工場とリンクした地場産ものを提供しており、地産地消、そして町外へ向けましても別海の牛乳屋さんというようなことで、キャッチフレーズで大変好評をいただいているのが実態であります。

こうした中で、過般は65歳以上の高齢者、あるいは成長過程にあられる乳幼児、あるいは障がい者等の方々へ、健康増進と福祉の向上を図る観点から、現在は1週間に2回に分けられまして、5個の牛乳が支給されているのが実態かと思われまします。

そこで、一つ目といたしまして、これら給付の要件、あるいは対象者に対する受給者の人数、また、割合の推移はどのようになっておられるかということをお知らせをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

別海町の福祉牛乳の支給事業につきましては、昭和49年から、町民の福祉の向上と、それから乳児等の健康増進、さらには牛乳の消費拡大を推進するという観点から進めてきた事業でございます。

対象者は、八つの区分に別れてございます。一つは老人、それから妊産婦、乳児、それから３級以上の身体障がい者の方、それから重度の知的障がい者及び精神障がい者の方、それから生活保護受給世帯員、ひとり親家庭等、それから保育園、幼稚園に在園する幼児等でございます。

要件としましては、一つ目の老人は、６５歳になった日の属する月初めから。妊産婦は妊娠６カ月に入った月の月初めから、出産した月の翌月から１年間。それから、乳児は、満１歳になった日の月初めから義務教育開始前の３月の末日まで。３級以上の身体障がい者の方、これは身体障がい者の福祉法に基づく手帳を所持している方で、申請の翌月から。重度の知的障がい者の方及び精神障がい者の方は、知的障害者福祉法に基づく手帳を所持した方及び医師の判定を受けた障がい者で、申請のあった月の翌月から。生活保護受給世帯員は、生活保護法に定める保護受給世帯員で、申請のあった月の翌月から、保護が廃止となった月の末日まで。それから、ひとり親家庭等は、母子及び寡婦福祉法に定める母親及び父親と義務教育終了前の児童に対し、申請のあった月の翌月から、義務教育終了月の末日まで。保育園・幼稚園児は、保育園・幼稚園に在籍する幼児としております。

過去５年間の対象人数、それから受給者の人数と割合については、担当の次長のほうから答弁させます。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（松本光永君） それでは、過去５年間の対象者人数でございますけれども、平成１８年度は、老人３,２７２人、妊産婦３６人、乳児４０９人、３級以上の身体障がい者（児）４２５人、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１４２人、生活保護受給世帯員１２０人、ひとり親家庭等１０５人、保育園・幼稚園に在籍する幼児等６７９人で、合計が５,１８８人となっております。

平成１９年度につきましては、老人が３,２８０人、妊産婦２１０人、乳児５１４人、３級以上の身体障がい者（児）４０７人、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１３２人、生活保護受給世帯員等１１４人、ひとり親家庭等１０８人、保育園・幼稚園に在籍する幼児等は６６５人で、合計５,４３０人となっております。

平成２０年度につきましては、老人が３,３３８人、妊産婦２１８人、乳児４０８人、３級以上の身体障がい者（児）４０１人、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１４６人、生活保護受給世帯員１１５人、ひとり親家庭等１６１人、保育園・幼稚園に在籍する幼児等６４０人、合計が５,４２７人となっております。

平成２１年度につきましては、老人３,３７４人、妊産婦２２７人、乳児３５７人、３級以上の身体障がい者（児）４０２人、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１６３人、生活保護受給世帯員１１８人、ひとり親家庭等が１７２人、保育園・幼稚園に在籍する幼児等が６６０人で、合計が５,４７３人となっております。

平成２２年度につきましては、１０月現在でございます。老人が３,３６２人、妊産婦１８８人、乳児３７７人、３級以上の身体障がい者（児）３９５人、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１２０人、生活保護受給世帯員１２４人、ひとり親家庭等が１５７人、保育園・幼稚園に在籍する幼児等が６２８人で、合計が５,３５１人となっております。

次に、過去５年間の受給者人数と割合でございますけれども、平成１８年度では老人が２,４９５人で受給率は７６．３％、妊産婦が２９人で受給率は８０．６％、乳児は１２１人で受給率は２９．６％、３級以上の身体障がい者（児）１０４人で受給率は２４．５％、

重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）８６人で受給率は６０．６％、生活保護受給世帯員２７人で受給率は２２．５％、ひとり親家庭等が９３人で受給率は８８．６％、保育園・幼稚園に在籍する幼児等は６７９人で受給率は１００％、合計で３，６３４人で、受給率は７０％になっております。

平成１９年度につきましては、老人が２，４７３人で受給率は７５．４％、妊産婦は１７９人で受給率は８５．２％、乳児は２３７人で受給率は４６．１％、３級以上の身体障がい者（児）９３人で受給率は２２．９％、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）９６人で受給率は７２．７％、生活保護受給世帯員２１人で受給率は１８．４％、ひとり親家庭等９７人で受給率は８９．８％、保育園・幼稚園に在籍する幼児等は６６５人で受給率は１００％、合計で３，８６１人で、受給率は７１．１％になっております。

続きまして２０年度でございますけれども、老人が２，５３３人で、受給率は７５．９％、妊産婦が１８６人で受給率は８５．３％、乳児が２６４人で受給率は６４．７％、３級以上の身体障がい者（児）９５人で受給率は２３．７％、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１０４人で受給率は７１．２％、生活保護受給世帯員２２人で受給率は１９．１％、ひとり親家庭等１４４人で受給率は８９．４％、保育園・幼稚園に在籍する幼児等は６４０人で受給率は１００％、合計でございますけれども、３，９８８人で、受給率は７３．５％になっております。

平成２１年度につきましては、老人が２，５２７人で、受給率は７４．９％、妊産婦１９３人で受給率は８５％、乳児は２７８人で受給率は７７．９％、３級以上の身体障がい者（児）９３人で受給率は２３．１％、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１０３人で受給率は６３．２％、生活保護受給世帯員２６人で受給率は２２％、ひとり親家庭等１５３人で受給率は８９％、保育園・幼稚園に在籍する幼児等６６０人で受給率は１００％、合計で４，０３３人で、受給率は７３．７％となっております。

平成２２年度１０月現在でございますけれども、老人は２，５４７人で、受給率は７５．８％、妊産婦１６０人で受給率は８５．１％、乳児２７８人で受給率は７３．７％、３級以上の身体障がい者（児）９５人で受給率は２４．１％、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）１０６人で受給率は８８．３％、生活保護受給世帯員２９人で受給率は２３．４％、ひとり親家庭等１３８人で受給率は８７．９％、保育園・幼稚園に在籍する幼児等は６２８人で受給率は１００％、合計で３，９８１人で、受給率は７４．４％となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○１２番（佐藤初雄君） ただいま詳細にわたりまして、それぞれ８区分のパーセンテージを示されました。幼稚園・保育所はごらんのとおり１００％ですけれども、ほかにつきましては２０％台。特に多い老人世帯におきましては、７０％台を推移しているということでございます。こうした中で、今回２月、３月号ですか、別海広報に載りまして、私も勉強不足で、あるいは聞かされていたのだろうけれども、忘れていたのかよくわからない中で、ある町の中で、お年寄りのほうから、いや今まで６５歳になったらもらっていたのだけれども、何か７０にならないともらえなくなるとか、新たな対象の方は、そういう話も聞かされまして、この間事業の概要説明の中でも、理事者というか、執行者のほうから説明が、事務方からありました。こうした中、今回年齢の引き上げと言うか、給付の年齢の変わったわけです。そこら辺の根拠というか、考え方が何かに基づいてされたと思いま

すけれども、その辺伺いたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

まず最初に、今回の改正の内容について説明いたします。

一つ目は、今まで対象になっていなかった知的障がい者の療育手帳の所持者、Bの手帳ですけれども、この方々と、精神障がい保健福祉手帳所持者、3級を持っている方ですけれども、この人方への支給の拡大をいたしました。その人数は、それぞれ67名と21名、合計で88名の拡大でございます。

二つ目が、老人の支給年齢を段階的に引き上げるというものでございます。本則は65を70というふうに引き上げる改正でございますけれども、激変緩和措置としまして、平成22年度中に支給されている人、申請主義でございますので、老人につきましては約75%ぐらいの申請がありますけれども、この申請をしていない人も含めまして、支給が継続される仕組みになってございます。したがって、平成23年度は66歳から、24年度は67歳から、ずっと行きまして、最後27年度には全員本則になると、こういう仕組みでございます。

生年月日で言いますと、昭和21年3月31日に生まれた方が対象になるということです。平成23年度に65歳になる人から、5年間お待ちいただいて、70歳からの支給と、こういうことになってございます。

それで、この改正の背景でございますけれども、一つ目には、団塊の世代が65歳の仲間入りをするということになってございます。今まで、毎年150人ぐらいのペースといえますか、65歳になる方がふえてきました。ところが、推計といえますか、住基の年齢構成を見ますと、今後増加の一途をたどるということになってございます。

ちなみに、平成27年度には、291名の方が65歳になるという推計でございます。

また、支給割合、全支給者の構成割合でございますけれども、老人の方は、全体の約64%を占めております。福祉牛乳全体の3分の2ぐらいになっているということもございます。また、申請率も75ということで、生保の世帯だとか、障がい者の世帯から見たら、申請率は高いことになります。そういうことで、どんどん増加していくということも背景の一つでございます。

それから二つ目は、本町の福祉サービスの中で給付事業、これを見た場合、福祉入浴券給付事業では、交付枚数を当初24枚ということで実施しておりましたけれども、それから12枚、平成20年には6枚ということで、これも多様な福祉サービスのニーズにこたえるために継続したいものでございますので、そういうふうに減るといいますか、激変緩和で続けていくと。

それから、無料バス利用券も、一時は無制限で配付してました。しかしながら、これも年間1万2,000円ということで変更してきた経緯もございます。これらの施策の考え方というのは、これから、今後も予想される町民の皆様の多様なニーズ、あるいは幅広い福祉サービスに対応するために、新規事業は既存経費で賄うという基本方針がございします。直近の課題としまして、中春だとか上春の保育園の建設が目の前に来ております。それから、障がい者の支援施設の建設、共生型でございますけれども、これも手がけなければならない。それから、高齢者関連施設の整備・充実、特に特養だとか、老健だとか、デイサービス、屋上の防水の補修あるいはスプリンクラー、建てかえとか、そういうのがもう直近の課題となっております。どれも重要な課題でございます。

この改正の根拠としております別海町の基本方針の中では、将来も自立していける行財政運営を目指しております。平成23年度予算編成執行方針の中でも、自負的な事業、事務事業の見直しを徹底し、将来を見据えた施策の展開を全部課に示しております。

この事業の改正に当たりましては、4回の事業ヒアリング、それから5回の予算編成等対策会議を経て改正に至ったものでございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、福祉牛乳支給事業は、町民の健康、特に牛乳はバランスのいい食品で大人、40歳の大人ですけれども、1日200ccで1日の摂取の3分の1の摂取量、これを賄えるということで、保健センターからの報告もでございます。それと酪農の町として地産地消、牛乳の消費拡大は大変重要なことと考えてございます。今後ぜひこの事業を継続していきたいと考えております。そうしますと、年間5,000万の財源を確保していかなければならないということがございます。そういうことで、激変緩和措置を講じながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 今、部長から説明ありましたように、年齢のバランスも、私も含めてですけれども、戦後生まれの世代がどんどんふえると。今百五、六十人だけでも、300人近くに1年間なってくるというふうなことでお話しがございました。そのほか、財政的なお話しだと思います。保育園だ、やれ老人ホーム新築、やれ補修とかかるというようなことでございますけれども、そういった中、先ほど申しました受給対象者に対する受給人数が、ものによっては、いろいろ要件あると思いますが、20から70%の受給率ということで、その3番目に薄いわけで、せっかく対象者がいるわけですから、すべて100ということは、これは無理でしょうけれども、1%でも2%でも底上げして、その対象者がどんどんふえていくというか、受給者が、そういったことで受給率の向上対策と申しましょうか、そういったことの対策というのは、どのような方法で今までうたっているか、今後もどのようになるのか、その辺とらえてますれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 受給対象者の受給率の向上でございましたけれども、町のホームページ、ホームページは全員持っているわけでございませんで、そのほかに毎年広報べつかいの4月号の広報に必ず載せてございます。今回の改正も2月とか3月号に連続載せましたし、それから配付の基地が13カ所ございますけれども、基地にも張り紙をして啓発をしてございます。

そのほかに、広報紙あるいは各種事業の概要を載せた冊子本、ことしの仕事、それから福祉事業の実績等を通じて、町民に広く周知しているところでございますけれども、しかしながら申請率は75ということでございます。中には、牛乳が嫌いだという方もおりましたけれども、なかなか100%の申請率にするのは、難しいというふうに考えてございます。ですけれども、今後さらに母子手帳交付のときに制度の概要をお知らせして、申請まで受け付けるという方法、あるいは出生時にこういう制度、福祉牛乳の制度をお知らせすると、こういうことで積極的に周知をして、この事業を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） ただいま広報べつかい、あるいはホームページその他受給者の発行手帳、そのときにとか、そういうことで受給率向上を図っているということでございますけれども、それらを踏まえまして、4番目に移らせていただきたいと思います。

そういった意味で、ことし23年度は、いろいろな財政的なものも含めまして、いろいろな対象者の拡充を図った、図っていくのだと、こういうことでございますけれども、さらに、この拡充強化に対する水沼町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 佐藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、この福祉牛乳支給事業、これについては健康増進、また、牛乳の消費拡大を図る大切な事業であると私も思っているところであります。しかしながら、先ほども部長のほうから答弁を申し上げましたが、現在の少子高齢化、また、社会の大きな変化の中で、町民の皆さんのニーズも多様になっております。また、先ほども申し上げましたが、福祉サービスについても、幅広く行わなければならない、そういう状況でもございます。これらに対応していくことも我々には求められているのだらうと思っております。したがって、健全な財政を維持をしていく、これも大事なことであります。したがって、限られた財源の中で、この大事な事業については、今後も、今回段階的に激変緩和をしながら、受給年齢を上げてまいります、今後ともこういう観点から、しっかりこの事業についても進めてまいりたい、そのように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 何回も申しますけれども、パーセンテージが20から70の、それぞれ8階層の中で幅が広いので、その原因究明というか、そこをもう少し掘り下げて調査していただきたいというのと、今町長さんが申されました健康、あるいは福祉の向上、あるいは我が別海町は酪農の町でございます。消費拡大も含めましての、そういった多面的な面からも、ひとつさらなる拡充強化に努めていただきたいと、こう御要望したいと思います。

次に移らせていただきます。

大きな2点目は、灯油の高騰対策についてというようなことで、中東あるいは北アフリカの政情の不安、あるいは投機マネーと申しましうか、先物取引等により、世界的な原油高、あるいは食料等も高騰を続けており、今後もこの傾向は続くと思われる。

こうした中、2年半ぶりの高水準となり、毎週のように、昨今は値上がりラッシュであります。ことしの冬は幸いと申しましうか、暖冬で推移してきておりますが、多方面にわたり影響が出てきております。特に灯油は寒冷地の生活必需品であり、生活に及ぼす影響は非常に大きなものがあります。

こうした中、過去においても、福祉の観点から、福祉灯油対策が実施されております。そこで、過去の実施状況を見ましても、1といたしまして、低所得者、あるいはそれに対する対策を必要とする世帯見込み数等、どのようにとらえておりますか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 見込み数のお尋ねでございますけれども、障がい者、それからひとり親家庭、それから高齢者、それから生活保護世帯、生活弱者、低所得者等というふうなことでのお尋ねでございますけれども、このうち生活弱者につきましては、世帯全

部が含まれているので、ちょっと把握が難しいということと、それから低所得者、これも所得を調べるには、本人の同意と言いますか、こういうのがございますので、また世帯が1人だとか2人で必要金額もちょっと違いますので、把握は難しいということで、ほかの世帯についての数を答弁いたします。

23年の2月1日現在でございます。障がい者は808世帯でございます。これは障がい者の手帳を保有する世帯、これは1級から6級ございますけれども、632、それから知的障害者世帯では93世帯、それから精神障がい者世帯では83世帯というふうに把握してございます。それから、ひとり親家庭世帯でございますけれども、これは157世帯、母子が140で父子が17というふうにとらえております。それから高齢者、これは65歳以上でございますけれども、1,105世帯、ひとり暮らしが677、それから高齢者のみという方、これが428でございます。それから生活保護世帯では、100世帯となっております。全部の世帯あわせると2,170世帯になりますけれども、一部重複する部分がございますので、その点御了解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 今部長から申された、重複はするけれども、2,000を超える世帯数であると。別海町は六千何世帯あると思います。そういった中で、非常に大きな数字かなと、こう思われます。

そこで2番目に、対策実施に対する所見というようなことでお伺いしたいと思います。

私から申すまでもなく、平成19年だったかなと思いますけれども、100円以上灯油が値上がりしたというようなことで、緊急対策、道の補助を含めまして対策されております。そうした中、これきのうおとこの北海道新聞ですか、これ出ていたのですけれども、これちょっと紹介したいと思います。

この方は、月10万の年金でひとり暮らししているのですけれども、石油ストーブ何か節約、1日20分だけしかつかないと。ふろも燃料代かかるから、週1回のデイサービスで賄っているのだというようなこと。これがすべてではないですけれども、ここまで人によっては生活を切り詰めている、追い詰められるというようなことで、また過般の事業の説明の中でもありましたけれども、医療費が下がっているという中には、ちょっとしたかぜとか、初期症状は病院に行かないで節約している、そういうことあるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、今後これら石油高騰に対する対策についての所見をお伺いしたいと思っております。

町長、よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

この灯油の値上がりの問題、特に寒冷地の人たちにとっては、大変必需品でございますので、生活に大きく響くということはもちろんだと我々思っております。この問題については、今中東の、また、北アフリカ等含めていろいろな政情不安が大きく影響しているのかなと思っておりますし、また、今いわゆる原油価格というのは、ある程度高値安定型ということになっておりまして、そういうことも関係がありますし、また投機ということも合わせております。そういう中で、この灯油の価格については、現在小売価格については93円ぐらいということを聞いております。また、値上がりも続いているところでもございます。

また、過去に、今佐藤議員もおっしゃられましたように、福祉灯油という助成をした、実施したときの小売価格、平成19年では104円で、373世帯に助成をしました。また、平成20年が123円ということで、481世帯にそれぞれ助成をいたしてきております。現在の状況の中で、緊急に対策を講じるということについては、まだ考えてはおりませんが、過去の福祉灯油の助成を実施したときの小売価格、これを超える状況であれば、検討をすることといたしたいなということを今現在は考えているところでございます。

今後の灯油の値段含めて、この価格の動向について十分注視をしながら、今後とも検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 今、町長も前向きにというようなことでございますので、ぜひ諸情勢が高騰にどんどん向かった場合には、そういったことで、ひとつ前向きに検討して実施していただきたいなと、こう思います。

それでは、3番目に移らせていただきます。

大きな3点目といたしましては、AEDの設置の状況と今後の対策ということで、当町は快適で安全なまちづくりを目指すということで、半自動体外式除細動器AEDが町内の各施設、学校とかスポーツ施設等々に設置されております。こうした中、年度別の設置状況等々、時間もなくなりました。2番もあわせまして、年度別の稼動状況等がございましたら、あわせてお知らせをいただきたいなと、こう思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） AEDの設置場所と個数について、お答えをしたいと思います。

AEDの設置につきましては、本町といたしましても、早急な対応が必要との考えのもと、平成20年度と21年度の2年間で設置を進めてまいりました。平成20年度は、学校施設及び公共施設への設置を計画をし、全中学校及び町民体育館、プール等へ20台を設置したところでございます。

また、平成21年度には、全小学校及び地域会館等に18台を設置しております。また、平成18年と19年には、根室地方法人会別海支部から2台の寄贈を受けておりまして、役場庁舎1階ロビーと西春別体育館に設置をしております。

このほか、病院関係で5台、消防関係で3台保有しておりますので、全体で44カ所に48台のAEDを設置したところでございます。

また、現在までの稼動の状況につきましては、消防署での稼動が、昨年10月に1件あったとお聞きしておりますけれども、そのほか町が設置しておりますAEDにつきましては、幸いにも現在のところ、稼動の実績はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 44カ所で、現在まで48台が設置され、稼動と言いますか、1回あったということです。これは、ないにこしたことはないわけでございますけれども、そういった中で、人の命は地球より重たいということがございます。備えあれば憂いなしということでございますので、身近に取り扱えるのかなと思っておりますけれども、そういったこと含めまして、3番目ですか、取り扱いの講習会等の実施状況がありますれば、

お知らせをいただきたいなど、こう思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 現在までの講習会の実施状況でございますが、平成17年度から現在までに、別海消防署が行っている講習回数及び受講者数につきましては、268回開催をしております。5,418名の町民の方々が、受講をされているところでございます。そのうち、所管から依頼して実施したものにつきましては、平成19年度から20年度にかけて、役場職員を対象に26回の講習会を開催し、236名の職員が受講しております。そのほか、庁内での防災訓練開催時に、あわせて講習会を開催しております。平成19年度に3回で350名、平成20年度に1回85名、平成21年度に2回で158名、平成22年度には、1回で85名の方々が受講されているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） かなりな回数と人数が受講されているようなのでございますけれども、今後の設置数の見通しと、今後の取り扱いもあわせましての講習会の計画等ございましたらお知らせをいただきたいと、こう思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

現在設置しております各施設につきましては、このAEDを当初設置する際に、地域における配置のバランス、あるいは機器の管理条件等を考慮した上で配置をしております。現在のところ、新しい設置については、予定をしております。

また、今後の講習会等の計画でございますが、町としての今後の講習会等の計画につきましては、従来どおり防災訓練時や自主防災会等からの要請により、随時消防署に依頼をしながら実施をしていきたいということで考えております。

なお、昨年8月の別海広報で、AEDの設置一覧表を掲載しておりますけれども、この際に別海消防署におけるAED講習会の実施希望についても、5名以上の方のまとまりがあれば、消防のほうでも随時講習会を実施するという周知をしておりますけれども、今後におきましても引き続き広報を通じて、町民の皆様方へ周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） そういうことで、ひとつ今後とも病気、あるいは交通事故、あるいは農作業事故、防災含めまして、命の大切さということを十分に認識できるように、今後ともお取りはからい、対策をお願いしたいと思います。

それでは、次4番目に移らせていただきます。

大きな4点目といたしましては、別海高校生の就職状況についてというようなことで、景気の低迷、また採用抑制等、雇用環境は厳しい状況下であり、地元高校生の就職状況等について、お伺いをいたしたと思います。

そこで、一つ目といたしまして、今春の卒業予定者数、普通科あるいは酪農経営科等々ありますけれども、その生徒の就職希望者数または内定者数、内定率、できれば業種別、男女別に把握されておれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

別海高校の就職状況についてでございますけれども、別海高校の普通科及び酪農科の町

内出身者の卒業予定者数は、全体で男子64名、女子58名の計122名でございます。その内訳は、普通科では男子50名、女子55名の計105名。酪農経営科では男子14名の女子3名の計17名でございます。そのうち、就職希望者数は全体で男子18名、女子15名の計33名。その内訳については、普通科で男子15名、女子14名の計29名と酪農経営科男子3名、女子1名の計4名となっております。

就職希望者のうち、町内希望者は男子が13名、女子が5名の計18名。その内訳につきましては、普通科男子が11名、女子が5名の計16名と、酪農経営科で男子2名となっております。

3月8日現在、きのうおととい現在での内定者数につきましては、全体で男子が18名、これは100%となっております。女子が14名で93%、計32名の97%であります。その内訳につきましては、普通科の男子が15名、これは100%町内に就職しています。女子が13名の93%と。ですから、合計で28名の97%と、普通科の男子にはなっています。酪農経営科の男子につきましては3名、女子が1名、4名ということで100%酪農経営科については決まっております。なお、普通科の女子1名が、今未定ということになっております。

また、業種別の内訳につきましては、サービス業で男子が9名、女子が9名の計18名。製造業で女子1名。建設業で男子1名、女子1名の2名。それから公務員で男子4名、女子が1名の計5名となっております。自営業では男子4名、卸小売業で女子1名。運送業で女子が1名、このような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） それで、そういうことを踏まえまして、町内の事業者と申しましょうか、それぞれ企業いろいろあるわけで、求人状況はどんなふうな状況になっておりますか、把握していればお知らせいただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 高校生の就職状況は、地域事業及び本人の将来設計や希望からすると、厳しい状況にあるというふうに考えております。町内企業からの高校生の求人状況は、就業地を町内に限定しますと、サービス業で11名、卸小売業で2名、運輸業で2名、製造業で4名、建設業で5名、そのほか地方公務員と言いますか、町職員等で7名の計31名の求人があったようでございます。

なお、就職地を町内に限定しない場合は、サービス業や卸小売業を中心に、さらに100名程度の求人が高校のほうに來ているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） それらを踏まえまして、非常に100名ほどの求人が來ているということで、大変うれしいことでございますけれども、就職に関する学校独自の取り組みというか、そういったことも行われていれば、もしお聞きしていれば、お知らせをいただきたいなど、こう思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えいたします。

別海高校では、以前から就職希望の生徒を対象にした取り組みとして、商工会や企業の協力を得ながら、2年時に普通科就職希望者や酪農経営科全員を対象に、インターンシッ

プによる職場体験や、企業訪問を実施したり、ハローワークなどの外部講師による講話やガイダンス、それから就職試験に向けて校内での模擬試験及び模擬面接や作文の練習などを実施しております。さらに2年時から簿記などの就職に直結する学習を就職コースで行うなど、コース別授業を設定し取り組んでおり、生徒の就職活動を全面的に支援しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） いろいろ学校でも取り組みが行われているようでございます。こうした中、企業あるいは学校はもちろんですけれども、関係団体との連携の現状も大変必要かと思えますけれども、大事だと思います。そういったことで、その現状はどうなっているか、把握していればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 御質問にお答えしたいと思います。

非常に就職が厳しいということもありまして、これは国、道も一緒になっておりますけれども、まず企業や関係団体の連携についての質問ですけれども、現在国、あるいは北海道、あるいは札幌市などが中心となって、就職支援を充実・強化する連携活動を行っております。この活動は北海道などが参画している北海道労働局が設置した、北海道新卒者就職応援本部の関係機関の就職支援策等であり、主な内容としては、全道のハローワークに高卒者支援専門の相談員である卒業就職ジョブサポーターを増員配置し、ハローワークの窓口のほか、学校訪問による適性検査や模擬面接、個人求人開拓、あるいは生徒、学校のニーズに応じた支援などを行っております。

別海高校では、役場や商工会、農協などと連携しながら、インターンシップ、役場においても毎年何名かの生徒が来て体験をしておりますけれども、そういったことや企業訪問、職場訪問をその都度必要に応じ行い、就職活動の支援をしているところでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 1から今4番まで、それぞれ取り組みなり、現状報告ございました。こういうことを踏まえまして、幸いにと申しませうか、別海高校生の就職あるいは求人状況もいいようでございますけれども、こういう景気の低迷が長く続く、あるいは一次産業が今TPPを含めまして、厳しい状況下に置かれてきております。こうした中を踏まえまして、今後町内で就職ができないと。いわゆる若い世代が、生産人口と申しませうか、こういう方々が町外に流出となれば、産業の衰退、あるいは別海町の将来は当然ですけれども、心配されるわけでございます。そういったことを含めまして、水沼町長のこれらに対する所見をお伺いしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

高校生の就職の問題でありますが、まさに今佐藤議員のおっしゃられました心配、私も認識としては、全く御一緒でございます。

毎年多くの高校生が希望を胸に卒業し、社会に羽ばたいておりますが、今どきの高校生につきましては、就職がどこでもよいとの、また、この考えではないということもございます。本人の希望する就職先を町内のみで探すということについては、非常に厳しい状況

にあるところであります。

また、町内の景気動向などから、町内企業に就職したくても求人などが少なく、就職できない状況もございます。そのような中で、やむを得ず町外に就職しているものと考えているところでもございます。このことは、まさに先ほど議員おっしゃられましたように、若い人材が地元企業に残らず、技術や経験を継承できないことにもつながります。また、企業の発展や町の発展に大きな影響があると考えてもおります。

町といたしましては、高校生の地元雇用を促進・拡大するためにも、人材確保や育成策だけでなく、事業主に対する振興策などにも多面的に取り組み、雇用の受け皿を確保することが重要であると考えているところでありまして、現在中小企業振興基本条例第5条の町長の責務に基づいた中小企業振興策の指針を定めまして、各種施策を講じてまいりたい、そのように考えております。

いずれにいたしましても、地元の就職の受け皿、これをつくらないことには、この問題については解決をしないということでございますのでこれからも、今後ともしっかり振興策に努力してまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） ただいま、水沼町長から力強い御発言がございました。さらに活力のある、元気のあるまちづくりへ水沼町長が噴気されることを御期待を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で佐藤初雄議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、11番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○11番（中村忠士君） 3点について御質問したいと思います。

1点目は、町職員の不安定雇用の解消についてであります。その第1点目としまして、日本国憲法には、すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負うと明記されています。

また、労働基準法には、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないとあります。

すべての国民は、人間らしく働く権利を持っており、国、自治体並びに使用者は、この権利を守る義務を負っています。

すべての町職員において、この規定は例外なく適用されるべきであると考えますが、町長の見解を問います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

すべての町職員において、労働基準法第1の規定が例外なく適用されるべきであると考えますが、見解はということでございますが、まず労働基準法や最低賃金法などにつきましては、憲法第27条をもとにして定められておりますが、労働基準法第1条第1項の規定では、労働者が人たるに値する生活、いわゆる憲法第25条にあります、健康で文化的な生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないというものでございますが、

第2項では、この法律で定める労働条件の基準は、最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならないと定めております。したがって、このような労働条件の原則につきましては、中村議員御質問のとおり、町職員についても、当然に適用されるものでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 労基法の第1条の2項まで町長が触れられて、私が確認したかった点まで深めて答弁いただきました。ありがとうございます。全く町長の姿勢として、揺るぎないものがそこにあるというふうに考えて、今聞かせていただきました。

具体的な問題について進めていきたいと思いますが、1点、ILOの100号条約というものがございまして、これは日本国も批准しているものでありますけれども、ここでは今述べられた、私があるいは述べた日本国憲法、あるいは労基法の精神をさらに具体化する内容として、同一価値労働、同一報酬の原則を定めています。同じように働いている場合、身分だとかあるいは労働時間だとか、その雇用の形態等に左右されず、同じ働きであれば、同じ報酬を与えるという原則でありますけれども、それを定めています。あるいは、111号条約、175号条約では、雇用における一切の差別待遇を禁止しており、短時間勤務労働とフルタイム労働者との均等待遇を定めているところであります。

このように、国際的な基準で働いている人に対して、同じ働きであれば同じ報酬であるという原則が国際的な基準としてあるわけですが、先ほど町長が述べられました日本国憲法、あるいは労基法の精神から言って、これについても守られるべき内容ではないかというふうに思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 質問にお答えをしたいと思います。ILO、100号条約ですか、その辺について、私詳しくないと言いますか、承知をしておらないので、条約についてどうのこうのということは、今控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、この近年、やはり同じ仕事で賃金の格差があることについては、いろいろな問題として提起をされていることも事実であります。したがって、今後そういう状況になることを、我々もそういう方向で、これから国全体の労働条件というものがなっていくことを、我々もそういう方向で行けばいいということを考えておりますが、その同じ仕事と言っても、いろいろな中身はございますので、その辺のところも今後考慮して、国のほうもそういう労働条件の問題、格差ということも、そういうところで解消していかなければならないといういろいろな議論も今までされておりますので、そういう中で集約されて、労働のいわゆる平等の方向に進んでいくことを、我々もそれを願っているところでもございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） それでは、私たちの町の職員の具体的な問題について移りたいと思いますけれども、2点目として、憲法や労働基準法に、前項の規定があるにもかかわらず、昨今、今町長もおっしゃられましたように、社会的問題として、非正規労働者の賃金を含めた劣悪・不安定な労働環境が大きな問題になっております。

別海町においても、町の臨時職員、嘱託職員については、身分的に不安定な要素があります。臨時職員の任用期間は、原則6カ月以内、嘱託職員については1年となっております。

す。いずれも継続して更新されるケースがありますけれども、更新されない場合、つまり雇いどめについて、町の定数外職員取り扱い要綱では、臨時職員の場合、任用期間終了の場合は、別に本人に通知することなく、当該解職となるものとするのとあります。この規定から言うと、一方的な雇いどめが可能となっています。

また、嘱託職員については、任用期間は1年とするが、期間満了の際、何らかの通知を行わない限り、更新するものとしたほか、規定はありません。

臨時職員や嘱託職員の一方的雇いどめがあるとすると、問題だと思いますが、町としては、非正規雇用職員の雇いどめをする際は、どのような規定といたしますか、ルールをもって行っているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 御質問にお答えをいたしたいと思います。

定数外職員の任用に当たりましては、町の要綱によりまして、月額臨時職員、こちらにつきましては6カ月間の期間により、任用条件の通知を行って雇用をしております。こちらにつきましては、地方公務員法第22条第5項の規定もありまして、6カ月、その後再任用が6カ月と、それ以降は任用できないような状況になっております。

このような状況から、町長が必要と認めた場合には、最初6カ月、さらに6カ月の期間の延長を行っております。1年間の任用をして対応しているところでございます。そして、翌年度に必要な定数外職員数、こちらを決定いたしまして、公募による試験を実施しながら、新たに任用することとして、任用期間満了時には、解職となるものでございます。

また、嘱託職員につきましては、任用期間を1年間と定め任用しておりまして、これは翌年度も更新を行っております。

臨時職員につきましては、任用期間を最大で12カ月と定め、任用条件通知を行っておりますので、議員御質問の、雇いどめの規定を町として持ち合わせはしておりません。

なお、嘱託職員を雇用期間満了後、再度更新しない場合には、こちらにつきましては、労働基準法にあります解雇の予告、こちら30日以上前ということになりますけれども、この労働基準法を守りながら運用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 確認をさせていただきたいと思うのですが、臨時職員の場合は、6カ月、あるいはさらにまた6カ月の雇用ということで、これはいい悪いは別にしても、そういう規定になっているから、それはそれで、そのルールに基づいてやっているということはわかります。ただ、その6カ月、そしてさらに6カ月過ぎた後、その人がまた臨時として雇われるというケースも、職場が変わるとかいろいろな状況を含めて、また町の臨時職員として採用されるというケースはあります。そういうときに、何年もそういうことでつながっている臨時職員もいるわけですが、その際に、臨時職員の側としては、次にまた雇われるのかどうかということは非常に不安でありますよね。何年間かそういうつながりつなぎで雇用されていたものが、来年はどうなるのだろうかということでの不安というのは、働いている側としては実際あるわけですね。そういうときに、規定では、この要綱では、別に本人に通知することなく解職となるというふうに、通知なしでばつんと切られるということが、現実にはあります。そういうことでいいんだろかなという思いがあるのですよね。ずっと何年間か働いてこられた、あるいは1年だとか働いてこられ

た、働く者としては仲間ですよ。その仲間が、通知もなくばつんと切られると。いや、規定から言えばそうなんだけれども、そうやって不安を抱えている者に対して、何らかの、例えば雇いどめになるとしても、嘱託並みに30日前に期限が切れるというようなことについての通知、せめてそのぐらひはするということがあるかもしれないのか、あるいは嘱託職員に対しても、30日前に通知するという、これ今確認したいのですが、それ必ずやっていますね。これからもやりますねということを確認したいのですが、その際も十分に納得できる説明がされていると、そうであるかどうかということ、若干疑問になるケースもあります。その点、本人にしっかり理解、納得できるような方法でやっているかということ、ちょっと確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 臨時の職員、あるいは嘱託職員につきましては、その任用前に必ず試験を行っております。ことしの例で言いますと、去年、最初に職員を採用する採用試験を、4町の試験を行っておりまして、その中で正職員の採用を決め、その後どうしても業務上必要なところにつきましては臨時の職員、あるいは嘱託職員で対応しております。嘱託職員、臨時職員、それぞれ試験を行いまして、次の年の1年間の任用ということで試験を行って、1年間ということで、最初の雇用は6カ月ですけれども、6カ月6カ月で、1年間ということでお話をしながら採用をしている状態でございます。

実際に1年で切れますので、その間には必ずまた試験、教養試験と面接を行って、次の年の職員を採用する形になりますので、基本的には、その次の年また頑張ってくれということしか私たちからは言えませんが、試験を行って、その中から必要な職員を任用するような形になりますので、御理解をいただきたいと思います。

嘱託職員につきましては、先ほどから話しておりますけれども、30日前のお知らせをしながらということでございますが、ここ何年かは、そのような事例はございません。職員の不祥事等がありまして、そういう部分については、嘱託職員であっても、途中でやめさせていただくということでもありますけれども、それ以外の方々については、そのまま引き続き嘱託職員として任用しているような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） この雇いどめのルールという問題について、気持ちの問題として、同じ6カ月なり、1年なり働いてきた同じ職場の仲間として規定どおりに、とにかく何も言わないで、それはもう任期が来たのだから、それはそれで終わりだよという、そういうことではなくて、次回がどうなるのかということも含めて、そういう人間的な接触というか、そういうものがいいのではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 確かに、今議員おっしゃられるように、職場の仲間としては、そういう心情は十分あると思いますが、しかしながら、先ほども部長のほうから答弁したように、採用試験、嘱託、臨時含めて、次の採用試験によって、我々は雇用するということの原則がございますので、その前に次の採用をするとか、採用しませんとかということは、我々は言わないし、言えないわけでありまして、あくまでも1年ずつの採用試験の結果で採用するというのでございますので、心情は当然そういう思いにかられることもあるかもしれませんが、我々としては全く公平・公正な試験を通して採用しているということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、我々も今臨時職員の皆さん、特にそういう1年1年という中で、大変不安な気持ちで働いているということを十分我々も心情的にはわかります。しかしながら、やはり長年臨時職員で年数を働いてきたからということをもって正職員に採用するということは、先ほども言いましたように、やはり正当な、正職員についても採用試験に基づいて採用するということにしておりますので、そういうことはあり得ないわけでありませう。したがって、まず臨時職員の皆さん、年齢等もありますけれども、まず正職員への採用試験、これにチャレンジをしていただく、それが我々も願っておりますし、また、これからいわゆる行財政改革の観点から、そして効率的な行政運営をなさうということ、我々は求められております。そういう中で、なかなか正職員というものを、これからふやしていくという状況にはないわけでありませう。したがって我々の、しかしながらやはり今の臨時職員、嘱託職員の皆さんには、それぞれしっかり担ってもらっている仕事があります。したがって、その部分について、やはりこれから行財政改革の観点から、やはり民間でできるものは民間という中で、そして民間の中でそういう人材というものを正職員として雇用してもらおう。役場の職員ということではないですけれども、そういう中で正職員、安定した職業に着いてもらおうということも、今後我々としては考えていかなければならない、そのような思いでもおりますので、いずれにいたしましても、我々としてもその問題については、そういう心配のもとで働いているということについては、大変我々もじくちたる思いもございますので、そういう面については、今後ともあらゆる努力をしてみたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） ぜひ労基法、あるいは憲法の問題に基づいて、先ほど確認したとおりに、働く者として人間らしく働けるという条件を、状況を町長みずからが、できるだけの範囲で努力してつくっていただくということで、さらに努力を進めていただきたいというふうに思います。

本当に臨時や嘱託、特に臨時の方は、本当に6カ月なり1年で雇いどめになるわけですから、非常に次がどうなるのかという不安を持ちながら働いていると。

それから、嘱託の方についても、いつ肩たたきされるかわからないという、そういう状況があるわけですから、そういう不安な中で働かざるを得ない労働者、職員の方に対して、人間的な接触ぜひやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、もう1点具体的な問題で質問をしたいと思っておりますけれども、前述のこととて3番目なのですが、3番目、前述の定数外職員取扱要綱には、臨時職員の退職手当の規定はありませんと、この通告のときには書いたのですが、規定はあります。臨時職員で任命権者が特に必要と認めたものに対し、嘱託職員として支給する退職手当の3分の1に相当する額を支給することができる。この場合の支給方法は、嘱託職員の例に準ずると、こういうふうになっているので、この嘱託職員の退職手当の問題について、ちょっとお聞きしたいと思います。

嘱託職員については、機構改革等により、整理退職される場合を除き、雇用期間5年未満の嘱託職員の退職手当は出ないことになっていると。規定から言えば、出ないことになっている。国家公務員に準じた条例が、ほとんどの市町村職員に適用されていますけれども、それによると、一定の要件を満たせば、当然臨時職員、嘱託職員にも退職手当が支給されることになっています。こういう国家公務員に準じた条例が、ほとんどの市町村で行われている。そういう状況に照らして、別海町の現状はどうなっているか、嘱託職員や

臨時職に他する退職手当がどうなのかということをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま議員の御質問の、定数外職員の退職手当の現状でございますけれども、今お話しがありましたように、当町が加入する退職手当組合、これ正規な職員ですけれども、こちらについては、臨時職員につきましての加入が認められておりません。ですから、当然にそれぞれの市町村で要綱等により支給する現状になっております。

嘱託職員につきましては、5年以上勤務して退職した場合ということで、在職期間に応じて5年以上6年未満、それから6年以上11年未満、11年以上16年未満、16年以上の、この4区分によって退職金を支給しております。

また、臨時職員に対しましては、任命権者が特に必要と認めたものに対し、嘱託職員として支給する退職手当の3分の1に相当する額を支給することができるということで規定しておりまして、この規定によって支給している現状でございます。ですから、5年未満の方については、支給はされていないのが現状でございます。

ちなみに、臨時職員、嘱託職員に係る退職手当の支給状況でございますが、臨時職員につきましては、平成19年度で1件ございます。それから、嘱託職員につきましては、17年度からの資料でございますが、17年度に8件、18年度に4件、19年度に6件、20年度に3件、21年度に3件、22年度に1件ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 国家公務員に準じて退職手当を出すということになれば、支給率は勤続年数1年ごとに計算されるというふうになっています。それが別海町の場合は、5年働かなければ退職手当が出ないという状況になっておりますが、このギャップはどういうふうに考えたらいいですか。ギャップがありますよ。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 町の要綱で支給をしてきておりますので、今後必要であれば、国のほうとあわせて検討を進めたと思います。今までこの状況で来ておりましたので、中村議員のほうから質問がありましたので、改めてこれから検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 1点目から3点目まで質問をしてきたのですが、私が最も言いたいのは、やはり働いている方に対して、だれに対しても、正職員であろうと臨時職員であろうと嘱託職員であろうと、だれに対しても人間的に見ていただきたい。働いている人に対して、人間的に見ていただきたい。そういうために、制度として改善すべきものがあるとしたら改善していただきたい。そのところに、そういう立場に町長に立っていただきたいというのが一貫した私の言いたいことなのですが、最後に要綱外というか、定数外の方々に対する要綱なのですが、取り扱い要綱となっているのですね。これはいかにもものを取り扱うような響きがあります。職員を大事にするという精神から、かけ離れた言い方ではないかと私は思います。ですので、取り扱いという用語を変えたほうがいいのではないかと。例えば雇用に関する要綱だとか、雇うに当たっての要綱だとか、何でもいいと思うのですが、人間らしい、人間として対等にいるのですよという、そういう精神があらわれる用語に直したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

この要綱につきましては、定数外職員の任用及び身分の取り扱い等について、必要な事項を定めることを目的としております。要綱の目的は、職員の任用や身分等、勤務時間や服務、賃金その他の勤務条件などについて、取り扱いや手続、これらを規定しているところでございます。取り扱いという言葉が、ものを取り扱うような響きということでございますけれども、事務を処理する、お世話をする、待遇というような意味もございます。また、公平に取り扱うというような言葉遣いがあるように、議員が受けとっていただけるような、職員を大事にする精神からかけ離れているということは考えておりません。逆に、そのようにとらえる方のほうがいかななものかなということで考えております。

法律の中にも、現在人に対する取り扱い法という法律もございます。町の規則や要綱の中にも、このほかにも取り扱いという規定がありますので、そのような意見もあるというようなことを受けとめながら、今後の要綱の改正とあわせて、名称の変更も検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 時間がありませんのでぜひ、先ほどからのお話ししていた精神、本当に働くこの人たち、町の職員を本当に大事にするという、そういう観点で今後検討していただきたい。特に町長にお願いしておきたいと思います。

2点目に入ります。

国営かんがい排水事業の検証についてであります。

冒頭私、中村と言えばかんぱいだという、中村イコールかんぱいと何かニックネームがついているのだそうですけれども、私このかんがい排水事業を頭から全部否定するつもりはないのです。必要な部分もあるだろうと、現状から言って、別海町の酪農の現状から言って、とりわけ大型化が進んでいく中でのあり方として、これを頭から否定するというわけにいかないという部分もあるのが私の理解でありますけれども、検証は必要だろうというふうに思いますので、そういう観点で質問します。

私は、この事業を全面的に否定するものではありません。しかし、国の財政が極めて厳しい状況にある現在、総体で1,000億円超の規模で展開される当事業に対して、常に厳しい目をもって検証していくことが重要だとの観点から、この問題を再三にわたって取り上げてきました。

今回も検証という観点から、幾つか質問したいと思います。

1点目ですが、国においても事業の評価が行われるようになりました。平成10年度から事業の再評価、12年度からは事後評価の制度が導入されています。事業採択後5年ごとに、さらに事業完了後5年を経過した事業について、評価していくという制度であります。この制度から行くと、別海地区、別海南部地区、別海西部地区、北部地区、それぞれの再評価、事後評価が行われる年度はいつなのか、手短にお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えしたいと思いますけれども、事業評価の考え方について、ちょっと述べさせていただきます、それから答えたいと思いますけれども。

まず、事業評価の考え方についてですけれども、これは農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性を図る観点から、農林水産省は農林水産省政策評価基本計画に基づき、事業

採択後、一定期間ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変更を踏まえた事業の評価を行い、必要に応じて事業の見直し等の検討を行うということふうにしております。

再評価の実施等についての考え方につきましては、まず1点目として、事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、2点目には、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業、3点目は、事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、社会経済情勢の動向等を踏まえて、再評価を行う必要があると認められた事業、4番目には、事業採択後10年を超えて継続して直近の再評価年度から5年を経過した事業というふうになっております。そういったことのほかに、自然災害の発生等により、必要と認められた場合は、適切な時期に実施するというふうになっています。

このことから行きますと、各地の再評価の実施時期は、別海地区では15年に行っております。それから、別海南部地区については17年度着工でございますけれども、まだ10年以内ということで、未実施でありますけれども、時期については、まだ未確定でございます。また、別海西部地区についても19年度着工ということで、事業採択後10年以内のため、まだ未実施でありまして、また、時期についても未定というふうになっております。

次に、事業評価の考え方ですけれども、これも農林水産省の政策評価基本計画に基づいて、国営土地改良事業等の完了地区において、当該事業の実施による効用及び利用状況の評価を実施するものというふうになっておりまして、事業評価は国営土地改良事業等のうち、総事業費が10億円以上のものであって、その工事の完了の報告等があった年度の翌年度から起算して、おおむね5年を経過したものを対象とすることとなっております。

また、自然災害あるいは社会情勢の変化等については、その都度考えるということになっております。

事後評価の予定についてですけれども、まず別海地区については、20年度が完了でございますので、平成25年度調査の26年が公表というふうになろうかというふうに思っています。

また、別海南部地区については、完了報告が未定ということで、一応10年と言っておりますけれども、完了がはっきりしていないということで、年度についてはちょっとわかりません。

それと別海西部地区についても同じようなことで、まだ完了がはっきりしていないということで、実施時期については、まだ未定でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 続けて再評価、事後評価、それぞれどういう項目と基準で評価されるか、概要をお知らせいただきたいと思います。

また、外部機関の審査というのがあるのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） まず、再評価についてでございますけれども、先ほど言いましたとおり、国の基本計画に基づいて、国営土地改良事業等再評価実施要領というのがございまして、これに基づいて実施することになっております。

再評価は、次の項目を基礎資料として作成し、対象事業の継続、事業の計画の変更、対象事業の効率的な実施のために取り組むべき措置等に関して評価することになっております。その基礎資料というのが、まず1点目は、事業の進捗状況、2番目には関連事業の進

捗状況、3点目は事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無、これの中には、事業の施工に係る地域の考え方、あるいは主要工事計画、あるいは事業費等でございます。4点目は、社会経済情勢の変化、5点目は費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化、6点目は環境と調和への配慮の項目です。

なお、評価に当たっては、専門的知見を有する第三者の意見を踏まえて評価するということになっています。

また、事後評価につきましては、同じくこの土地改良事業等事後評価実施要綱に基づいて実施するということになっております。

事後評価には、次の項目について基礎資料として、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価するものであって、その基礎資料というのは、1点目は、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、2点目は事業効果の発現状況、3点目は事業により整備された施設の管理状況、4点目が社会経済情勢の変化、5点目は今後の課題等があります。

なお、この評価につきましても、専門的な知見を有する第三者の意見を踏まえて評価するということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） それについて、いろいろ意見あるのですけれども、時間の関係で次に行きます。

検証ということにかかわって、環境保全と利用者、利用農家の負担の関係についてお聞きます。

スラリー方式の場合、環境保全と両立させようとする、一定の労力と費用がかかります。これは、別にスラリー方式だけではないわけですが、特にそういうことが言われています。一般的に環境に負荷を与えないためには、加水と曝気、攪拌を適正に行う必要があります、そのためには電気代、水道代がかかり、出てきたふん尿の2ないし3倍の量のスラリーをまく労力と機械代、燃料代がかかります。環境問題と利用者、利用農家さんの負担の関係をしっかり検証することを抜きにして、この事業の成功あるいは発展はないと思います。

町として、環境と利用者負担の関係について、検証はされているのでしょうか、お聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えしたいと思います。

効率的なスラリーの処理は、今中村議員がおっしゃったとおり、定期的な曝気と攪拌、そして加水を適正に行うことにより、良質な液肥となり、環境への負荷を軽減する方法があります。これに伴いまして、費用の負担やスラリー量がふえると、これは言われております。その半面、施設整備による日々の作業性が向上したことが、散布時間が軽減したとの意見もお聞きしております。

また、化学肥料削減への取り組みや、収量アップ、臭気が減った、用量が確保できたことにより、適期の散布が可能となったことで、良質な粗飼料生産にもつながっているというふうにも聞いております。

さらには、生産費の節約は、畜産環境の改善などの効果があらわれてきており、ふん尿を有効な資源として活用を図っている意識が高まってきたということもあります。

また、ＪＡや普及センターの指導もあり、農家の環境への意識変化があらわれてきていますし、漁業者から水質改善が進んできたこと、この事業に対してのよい評価もいただいているところでもございます。

いずれにしても、電気、水道代の負担につきましては、若干これはかかるものでございます。そういった面では、経営する上では、当然限度あると思いますけれども、腐熟したスラリーを農地に適量に散布することで、化学肥料投入量を減らしている事例もあり、施設の維持費を負担しても十分効果があるというふうに聞かれておりますし、また、そういうこの施設を使っている方々の、すべてではございませんけれども、この間も会議ありましたけれども、そういう中でもそういったことが言われてきております。

いずれにいたしましても、別海町の基幹産業であります酪農畜産、それと水産、そして観光産業、こういったものが共存するためには、将来に向けて発展させるためにも、今できることからやることが大切だというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１１番（中村忠士君） 私が聞きしたのは、町として検証をしているかということをお聞きしています。もししているとすれば、具体的にどんな検証をしているかということをお聞きしたかったのですが、その答えがなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 町としてのそういった数字的なことをもっての調査、検証はしておりませんが、ただ事業主体である釧路開発建設部でも今実態といいますか、そういう調査をしていますけれども、なかなか目に見えた、こうあって、こうすればこうだという一定のものがないということで、我々としてはとりあえず、そういった使っている人の方の声を聞きながら、どういうところが足りないのか、その辺も聞きながら、今後の指導体制をどうするか、適切な飼養管理をするということがどういうことなのか、今までも普及センターやなんかではいろいろなものを出してしておりますけれども、なかなかそういったものが実態に、その農家のやり方ややり方によってすべてかかっているということで、非常にこれは難しいところがあるなというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○１１番（中村忠士君） 町として検証していない。聞き取り等のモニターはしていることはおっしゃられたけれども、調査、客観的な事実というものの検証というのは、なかなかされていないようであります。

私が担当の方に、資料があるかということをお聞きして、これは前の一般質問でも申し上げましたが、平成２０年度に別海地区のＪＡによる聞き取り調査の結果があります。それと平成２２年度の別海地区、平成２２年度の結果も、このＪＡの聞き取りによる調査があると。具体的な数字としてあるのは、これだけなのですね。

それから、平成１９年度に、別海南部地区で平成１９年度、腐熟度判定をしています。その後やられていないようですね。ということで、検証がやはり不十分ではないかというふうに思うのですが、町長どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げますが、確かにまだそういう意味では、今スラリーストアー、スラリー方式でやっていますし、その一定の使用、それをいかに有効に

利用していくかということについての一定のものはございますが、そこら辺のところはしっかり守られてやっておられるのか、その辺のところの判断も、まだいろいろそういう面では、資料的にはなかなか集まってきていないのかなということもありますし、確かにそう検証がしっかりやられているかということになると、現時点の中では、そういう形でいろいろな資料がそろわないという状況もございますが、いずれにいたしましてもこの事業については、我々は有効なものであると、農家も含めて、農家の皆さんもそういう事業であるということを認めてもらえると思っておりますし、今後しっかりそういう意味では、検証できるように努力をしていく、これも大事なことだと思っておりますので、農協の皆さん、今後農家の皆さんももちろん含めて、十分これから連携をとりながら検証を進めていく必要があろうかと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 09年に私一般質問したときも、こういうふうに客観的な資料が少な過ぎるから、きちっと検証して客観的資料をやはり積み重ねる必要があるだろうと。そうすることによって、事業そのものが発展するし、納税者の方にも理解、納得されるのだということで申し上げたのですが、その後ほとんど進んでないのですよ、やっぱりこれが。ぜひ進めてください。今おっしゃったので、そのことを実行していただきたいと思います。

4番目の質問を申し上げます。

一昨年、2009年9月議会において、事業費内訳から、本来国家予算から支出されるべき国の職員の基本給や退職手当等の人件費まで、国と利用者、農家の方が負担する仕組みになっていることを指摘しました。その際、町側も問題だと思うという趣旨の答弁をされています。この点に関して、町は国にどのような要請を行ってきましたか、また、改善はあったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 今のお話しでございますけれども、負担金の問題でございますけれども、これについては、全国の知事会が主体となって情報開示を求めたということで、そういう経緯があります。

道においても、20年度分の情報開示を受けた資料には、経費の中に退職金、あるいは管理職の給与などが含まれてないということで、国にさらなる情報開示を求めまして、対策経費の見直しを求めたところでもありますけれども、このときに、道も町に来て実態をいろいろお話ししながら、町と一緒に、町もこういうことで道が窓口になって一生懸命やってくれるということで、これは受益者よりも道のほうから言っていたということで、そういうことで道にもお願いしております。

そのこともありますし、また、北海道議会でもそういった問題が出たということで、その結果として、事務費の見直しが行われました。

まず、21年度からの事業費は、退職手当、営繕宿舍費の負担金算定が対象外になったと。さらには、22年度から事業費について、工事諸費のすべてが負担金算定の対象外と、こういうふうになったところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 町長初め、あるいは道の知事初め、一生懸命やっていただいた結果が、一つの改善として形としてあらわれているということでありますから、結構なこ

とだと思えます。今後もきちっとした視点を持って取り組んでいただきたいと思います。

5 番目です。ふん尿処理・利活用の方法・技術は、この国営かんがい排水事業の体系以外にもあります。さまざまな方法・技術の中から農家自身が自分の経営規模や立地条件に合ったものを自主的に選択し、採用・活用できるようにすることが最も大事だと思いますが、この点についての町長の御見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えを申し上げます。

ただいま中村議員のおっしゃいますように、ふん尿の処理方法につきましては、さまざまな処理方法があると思っております。まさにその農家の経営方針でありますとか、立地条件などによって、処理のシステムというものを自由に選択し、効率的なシステムを導入することが最も重要だと考えておりますので、特に町としては、これだということで限定しているわけではございません。

町としては、基幹産業であります酪農と畜産、そして水産業はともに共存・共栄していくことが重要と考えております。別海町におきましては、過去に新酪農村建設事業を初め、各種補助事業等の導入によりまして、酪農・畜産基盤が整備されているところでございます。しかし、整備をされました農業用水施設、スラリーストアでありますとか、また石綿セメント管等々が、地震や老朽化の進行によりまして破損事故が起きるなど、また、排水施設等におきましても、経年変化などによりまして排水能力の不足など、河川や海域への環境負荷が懸念されることから、地域環境と調和した基盤づくりとして、国営環境保全型かんがい排水事業、これを推進をしてきたところでございます。

この国営事業については、御存じのとおりふん尿処理システムについては、スラリー方式を導入しているところでございます。このため、本事業で対応できない施設等につきましては、強い農業づくり交付金事業や公社営事業ほか融資事業等と連携をして、総体的に整備を推進してまいりたいと考えております。

また、先ほどの評価の面でございますが、いわゆる環境という、大変環境に配慮した、環境を保全していくということにも、この事業については大きな役割を担っているわけでありまして、単になかなかその面でどれだけ貢献しているのか、なかなか評価については、いろいろな面で評価対象がございますので、その辺も含めて、我々もできれば、なるべく早くそういう評価も得られるようなことが望ましいと思っておりますので、そのことについてもしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 別海町の酪農のあり方として、総体として費用がかからない、税金の投入も含めて低投入型の酪農、持続可能な酪農、そういうものがどういう形なのかということを今後も論議していきたいと思えます。

3 点目の質問に入ります。

酪農工場の今後の方向性についてであります。

町は、昨年12月議会での丹羽議員のHACCP取得に関連した質問に答え、別海牛乳の8日間の賞味期限をクリアすると述べています。具体的には、どのようにクリアしようとしているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えしたいと思います。

牛乳については、一般的に生乳は原料の中に多種多様な菌が存在しております。そう

いったことで、乳業興社では殺菌工程などを経て、安心・安全を確保しながらおいしい牛乳をつくっているところでございますけれども、HACCP取得につきましては、消費期限の5日程度の対応であれば、現段階でも取得は可能ではないかというふうに聞いております。

しかし、べつかい乳業興社でつくっています牛乳につきましては、道内だけでなく、本州等への販売など、販路拡大の意味からも、賞味期限の8日間を確保したいということがございまして、それで今までなかなか殺菌の関係もあって取れなかったということで、現在殺菌温度の関係でできないということで、別海牛乳のこくや風味を損ねることなく、高温短時間殺菌法、これ72度C以上120度未満、今現在は80度の15秒ということでやっておりますけれども、この殺菌温度とその時間、それをちょっと変えることによって、長もちするということがありますので、そういったことをいろいろ今検証中でございますので、これがはっきりすれば、HACCPの取得へ向かっていきたいというように考えているところです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） もう時間がなくなりましたから、最後の質問になるかと思うのだけれども、殺菌温度を上げていくという話し今ありましたね。低脂肪牛乳は90度なのです。だから、これはもう現実には上げてきているということになりますね。そうすると、どういうことになるかと言うと、だんだん市販の牛乳と変わらなくなっていくのですよ。そういうあり方でいいのかと。別海町らしい、本当にほんのりとした甘さなり、香りなりが十分に楽しめる、別海町らしい牛乳ということからかけ離れていくのではないかと、んなふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 今のお答えしますけれども、この殺菌温度についてはいろいろありまして、その風味だとかそういったもののなかなか変わらないような範疇の中で、今までと余り変わらないような牛乳にしていこうということでございまして、これはやはり酪農工場が抱えている別海町のPRということも含めて、本州全国のほうに持っていきたいということもあります。道内の短い距離であれば、今のままでもいいのですけれども、ただその辺は、先ほども言いましたとおり、どの温度が一番いいのか、当然低脂肪は今90度でやっています。それはなぜかと言うのは、やはりそういった日持ちのする、そういったことで今やっておりますので、やはりこの辺は、今低脂肪牛乳出していますけれども、その程度ぐらいの殺菌温度にしなければ、長時間と言いますか、8日間の日もちができないのではないかなと思います。5日間であれば、今すぐでもHACCPは取れますけれども、そういったことで、その工場の目的だとか、あるいは距離の問題、そういったこともあります。

それから、また販売の先も、今後いろいろな今学乳も減ったということもありまして、いろいろな面でその辺考えておりますので、その辺は今後もう少したないと結論が出ないというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） 最後に町長に、町民が本当においしいと思って飲む牛乳、おいしいと思って食べていただくチーズなり乳製品をつくるのが、まず第一の使命だと思う

のですよ。酪農工場にしてもですね。その点で、町民が自慢できる製品をどうつくっていくか、これが大事だと思うのですが、町長どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 全くそのとおりでございます。したがって、今殺菌等も、なるべく今までの別海ブランド、この別海の牛乳屋さんということで、おいしいおいしいという評価をいただいております。それをまずどうやって維持していくか、それと現在の流通の問題、要するにこれから多くの国内の人に飲んでもらうといういろいろな考え方に立てば、日もちを長くしなければならない、いろいろな課題があるわけです。その点を、どこまでがやはりおいしい牛乳を、そこをしっかりと担保して日もちをしていくか、いろいろな今錯誤しているところであります。したがって、そのおいしいということ、これからも思って飲んでもらう、安心・安全含めて、それが基本でございますので、その原点は崩すことは考えられない話でありまして、それはしっかりと担保していく、そういうことでございます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、1時10分まで休憩をいたします。

午後 0時08分 休憩

午後

午後 1時08分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、9番戸田博義君が午後から欠席でございます。したがって、会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において指名をいたします。10番戸田憲悦議員、11番中村忠士議員、12番佐藤初雄議員、以上3名を指名いたします。

それでは、次に5番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○5番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、一つ目として、子供議会開催についてです。

別海町では、以前子ども議会が開かれ、町に対する意見を述べ、質問する子どもの姿がありました。自分の意見を持てる年齢の児童たちの発言は新鮮であり、貴重なものと考えます。町として、子ども議会での意見の反映がどのようになされているかについて、まずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

まず、過去の子ども議会開催について調べたところ、昭和46年、56年度に模擬議会として、中学生を対象にして実施しました。その後、平成元年に別海町商工会青年部創立20周年の記念事業として、町内各小学校の代表により実施しております。

近年では、平成13年度から15年度まで、町政施行30周年を記念した事業として、小・中・高と分けた中で3カ年続けて実施いたしました。特に町政30周年記念事業として、3カ年実施した子ども議会においては、さまざまな意見や要望を受けております。

13年度に実施した小学生からは、お年寄りや障がい者に配慮したまちづくり、西春別地区に体育館の建設、あいさつ運動の徹底など、小学生の目から見たかわいい意見がたくさん出されました。特にお年よりや障がい者に配慮したまちづくり、この辺については、

かなり細かい要望がありました。そして、西春別地区の体育館については、平成18年度に建設が終わりました。あいさつ運動の徹底については、これは皆さん方も御存じのとおり、別海高校が、まさしくその模範となっておりまして、学校、高校を選ぶのに来た中学生が、別海高校の高校生のあいさつのよさに一目惚れと言いますか、感嘆いたしました、そしてほかの高校へ行く予定だったのを、別海高校を選んだという、そんなすばらしい実践もなされております。

平成14年度実施した中学生からは、別海の日制定、これについては、検討事項として今だ手をつけておりません。別海らしい日は何かということになりますと、いろいろな意見がありますので、まとめるところまで行っておりません。さらに、公共施設等での喫煙、これについては、ほとんどの公共施設、禁煙になっております。交通事故死撲滅への対策、これは相変わらず多いのですけれども、少しは改善の方向に向かっているのではないかと思います。文化財保護に向けた対策、これについても、例えば樹木医による診断と保護、野付小学校のチシマザクラ、あるいは奥行臼駅通の道文化財指定、そのような形で少しずつ前進していると思われれます。別海病院の建設、これについては、今着工中です。生涯学習センターの建設、これについては、今構想中です。屋根付きのスポーツ施設建設、これはちょっとお金の面でなかなか難しいこと。平成18年度に、建設に向けた動きもありましたが、中止となりました。さらには、テニスコートの建設、これは平成21年度に完成いたしました。さらに、町村合併への不安、その当時そういう話がありましたけれども、別海町は自立の道を進むという結論になっております。ボランティアの推進、これは当然のことです。そのようなことで、さまざまな角度の意見が出されております。

平成15年度実施しました高校生からは、外灯の増設要望、災害時の対策、観光の産業の推進、福祉事業の推進、国際交流の推進など、多岐にわたる提言や要望をいただくことができました。このまま大きくはつきりわかるものはありませんけれども、少しずつ前進していると言えます。

3カ年実施しました議会の報告については、子ども議会だよりとして、3カ年毎年全戸に配付し、子供たちの意見や町側の答弁を町内に広く周知したところであります。子どもたちからいただいた要望や意見については、既に行政として取り組んでいるものを含め、取り組めるものは即時行政に生かし、また、病院建設などの福祉施設のスポーツ施設や生涯学習センターの建設など、多額な予算が必要である施設建設等は、総合計画の中で、その実現に向けて努力しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 思っていた以上に、たくさん子ども議会が開かれているというのを確認させていただきました。子どもたちの意見というのですか、気持ちというのが、本当にまちづくりに向かって進んでいるのだなということを改めて実感しています。

この町としてすぐに取り組めることについては、すぐ取り組んできていて、検討事項もまだ多々あるようですけれども、これから再度この子供たちの意見を取り入れて続けていっていただきたいというふうに思っています。

子ども議会、平成15年で一応なくなっていますね。以前のときに、子ども議会というのは、一通り終了したという町側の説明があったと記憶しています。終了ということで、この議会は開かれていません。しかし、子どもたちが社会の一員であることを認識して、

社会参加するための基礎教育の一貫となるなど考えるとき、子ども議会は大きな役割を持っていると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 先ほど申しましたとおり、昭和46年、そして56年、この間に10年間あります。そして平成13年、20年あります。そして平成23年、10年たちました。この間、行っておりません。平成13年度から小中高校生を3カ年実施した子ども議会は、町政30周年を記念した事業で実施したものです。そして、3年間で一応終了したものと承知しております。

子ども議会の目的は、将来を担う児童生徒が、まちづくり、地域づくりを学ぶことであり、さらには、自分たちが住む町を住みよい町にしようという意欲を育てることであると思います。質問や意見、要望をつくり上げる段階で、ふだん学ばない町の現状や行政の仕組みなどを学習し、子どもの目で見た新しい気づきから疑問を膨らませ、議会という場で意見として町理事者に提案する、まさに絶好の社会参加体験の一つであると考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 今おっしゃいましたように、本当にこれから子供たち、自分の町をつくり上げていくということの中で、大切な社会参加の一場面だと思うのですが、一応子ども議会が町政30周年の記念行事として行われた後、一通り終了したということで行われていないのですけれども、子供たちは年々大きくなっていきます。下から成長した子どもたちがどんどん、その自分たちの社会参加するための基礎教育を受ける段階に上がってきます。子どもたちが、その中で10年近くこういう環境の中に置かれなかった子ども議会に参加することができなかったというのは、非常に残念なことだと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 権利と義務を学ぶ機会として、子ども議会がもたらす成果は、大きなものがあると理解しております。しかしながら、成果を上げるためには、用意周到な諸準備が、子どもを指導する学校側に求められ、授業時数の確保や、平成23年度から新たに導入される新学習指導要領導入に向けて努力している現場に、新たな負担を求めるものには難しいものがあります。特にここ4年間連続して行われております学力テストの結果が、北海道は余り芳しくなかったということで、毎年のようにお叱りを受けている現状です。つまり、学力のほうに今学校は目が行っております。そんな中で、この議会を開くということが、果たしてうまく行くのかどうか、この辺について、もちろんどちらが大事かという、どちらが優先順位かという、私の考えでもありますけれども、なかなかこれは難しいということが言えると思います。

議会に参加するのは、児童生徒、大抵代表だけでしょうけれども、ほかの子供たちも同じようないろいろな考えを持っていますので、そういう現状の調査から始まり、疑問の発見、意見の作成等、さまざまな事前指導を行わなければなりません。そうしなければ、成果ある子ども議会とはならないと思いますし、一、二年で現状が大きく変化しない町の状況において、毎年継続し実施することに対する疑問も考えられます。

また、子どもから出される多くの要望として、財源を要する実現が困難なものが多くなります。何をつくってほしい、これをやってほしい、お金のかかることばかりです。それが多いのも現状です。

逆に、お金がないからと言って、子どもの夢を壊すことにもなりかねないといった、そういう意見もあることも事実です。ただ、子ども議会が子供たちにもたらす教育効果を考えますと、意義のある事業でもありますことから、新学習指導要領導入後、つまり今年度が小学校、来年度が中学校という、そういう順番になっておりますので、ちょっと落ちついたところで校長会や教頭会と協議し、開催について継続、定期、不定期を含めて、次期開催を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） まちづくりということで、子どもたちはいろいろな要求をするということの中で、予算的に困難なところもあるということとか、いろいろありました。今学力テストをしている中で、学力が落ちている。頑張らなければならない、今優先順位は何なのかというときに、学力について力を入れていかなければならないということは、家族の要望でもあり、子供たちを持っているお母さんや、お父さん方の要望でもあるのですが、これも大切なことだとは思いますが、建物の中で、学校の中だけでする勉強というのが勉強ではないというふうにして思っています。用意周到なことがあって、そして子ども議会が開かれるということの中で、たくさんの時間が要される。それが学力を育てていく教室の中での学習時間を少なくしていく。それで、子ども議会を開くということについての優先順位がどうなるのかということでもあるのですけれども、子ども議会を開くということの中で、先ほどもおっしゃったように、社会参加ですね。子どもの権利、自分たちの権利を行使していく、そしてその中で大きく自分たちの町を見ていくということのときに、子ども議会というのは、時間だけとかいうものでなくて、いろいろな場面の中から、学力だけでは知り知らないものがあるというふうにして思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 学力だけでははかり知れないものがある、当然そうです。それはわかっております。けれども、今こういう学力の低下のこういう現状の中では、どちらを大切にするか、どちらを先にやるかということになりますと、どうしても学校には、まずは学力をつけてくれと、そういう言い方をするのが私の考え方です。決してむだだとは言っておりません。もうちょっと待ってくれと、そういうことです。御理解ください。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川委員。

○5番（瀧川榮子君） 3番目の質問に対して、教育長の回答がほぼ出ているように思うのですけれども、国連憲章で児童の権利に関する条約というのがあります。日本でも批准されています。その中には、児童の自己の意見を表明する権利の確保というものが挙げられていて、未来の大人であり、将来のこの別海町を支える児童が、ともに学び考え意見を表明する、そして社会の仕組みに対して理解を求める、権利とともに義務も学んでいく、こうしたことの子ども議会を終わらせていくことなく、続けていくことが必要と考えます。

先ほど、時間を見ながら検討事項として行っていきたい、子ども議会を継続して行っていく方向性も検討したいということですのでけれども、学力向上と並行して継続していく方向への検討性というのは、早期に検討なされていくかどうかについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 私が今言いたいことは、まずは学力。正直なところ言います

と、4月に学力テストをやって、その後11月、12月にCRTというテストをやるのですが、その結果が、ついこの間出ました。4月には非常に悪かった別海町の子供たち、あるいは根室管内の子どもたち、確実に力をつけております。ですから、やっぱりやらなくてはならない、これこそが私たち教育行政あるいは学校としての義務だと思います。まず、義務を果たすこと、その後私は権利だというふうに考えます。御理解ください。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） そうですね。先生方のほうとしては義務、教育を与える、覚えてもらう、頭の中に入れてもらう、いろいろなことを成長段階で、こんなことを学んでほしいということをお子孫たちに教え、一緒に学んでいくということが義務だということだと思います。

児童たちは児童たちで、自分たちの意見を表明する権利の確保というのが上げられています。この権利の確保というのは、やはり子供たちが自分の未来に対して意見を表明していくということですので、大切な権利だと思いますので、ぜひこの権利も並行して確保ができるようにしていただきたいというふうにして思います。

次の質問に移ります。

病院へのソーシャルワーカー導入についてです。新しい病院の内部に工事が進み、新たに購入され、搬入される医療機器の予算が計上される年度が始まろうとしています。新病院に対しての住民の期待と不安は、日本共産党別海町委員会が行っているアンケート用紙の配付が順調に進み、回答が返ってくる中で見えてきます。ソーシャルワーカーの導入については、既に質問していますが、重要性を考え、再度質問させていただきます。

病院として、ソーシャルワーカーの必要性は感じているとお聞きしています。公立病院では、経営重視のみを追究するものではないと考えますが、あえて病院経営にソーシャルワーカーの導入は反映すると考えておられるかどうかについて、まずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 瀧川委員の御質問にお答えいたします。

昨年9月の議会の定例会一般質問におきましてお答えしておりますけれども、その中で、新町立別海病院建設基本計画の中に、メディカルソーシャルワーカーを配置して、外来患者・家族に対して医療相談等を行うことを検討することになっております。

患者さんからの相談ニーズや包括支援センター等の他機関との連携、他の医療間との調整件数などを見きわめて、導入の是非を検討してまいりたいというふうにお答えさせていただきました。

少し現状をお話ししますと、役場包括支援センターが、昨年度中に受けた総合相談、これはソーシャルワーカーの役割と思われる件数ですけれども、それは28件でした。

また、隣町の町立中標津病院ですけれども、医療相談室と地域医療連携室を兼務して、2名のソーシャルワーカーが配置されております。平成21年度の年間相談件数は、2,698件と聞いております。勤務日数が242時間ということでしたので、1日平均で計算しますと約11件、職員、ソーシャルワーカー1人あたりに換算しますと、1日5.5人の計算になります。

また、町立中標津病院の平成20年度の入院・外来の患者さんの延べ総数ですけれども、22万2,930人でございました。それに対しまして、本院の入院外来の延べ患者総数につきましては、同年度で8万8,782人でございます。本院の約2.5倍の患者数を抱えているといった状況の違いがあります。

病院の規模ですとか、それから診療科数、患者数、それに対する医師・看護師・事務職員等の数、それに伴う業務量、患者さんや御家族からの相談のニーズ等を把握しながら、配置の有無について検討していく必要があると考えております。

本院のような病院規模で専門職員を常時勤務した場合、それに見合うだけの業務量があるかどうか、また、専門職がいることで、職員一人一人の相談に乗ることよりも、言葉は悪いのですが、丸投げ体質となって、職員一人一人が患者さんや御家族の困っていることへの気づき、配慮に欠けてしまうなど、負の部分の問題も、実はございます。職員一人一人の患者さんへの配慮に対する意識向上を図ることによって、多くの目で患者さんをサポートすることが必要ではないかといった考え方もございます。

そういったことも考慮しながら、本年の8月ごろまでには、院内での協議はもちろんでございますけれども、福祉部等の各関係部署とも協議しまして、結論を出していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 中標津の病院のソーシャルワーカーさんの件数までお知らせいただいております。私も中標津のソーシャルワーカーさんと一度自分の担当している方のことで、1度と言うか、同じソーシャルワーカーさんと何度となく相談することがありました。本当に助かりました。

特に、自分と直接ドクターと相談するというのがなかなかできない中で、ソーシャルワーカーさんが中に入ってくださって相談に乗ってくれるということは、外から来た人間にとっては、本当に大変心強いものでした。

入院患者さんとかいろいろな相談件数、中に入っている方、外から来る外来患者さんというのが別海町の2.5倍あるということの中で、相談件数も多いということですが、それなりに別海町でもアンケートを調べている中で、本当に住民の皆さんが大きな不安を抱えていて、どこに相談を持っていけばいいのかということで悩んでいらっしゃるという姿が見えてきます。

この件数というのは、その場を利用することができるということを知っている方が利用するというので、本当にそれをもし、もう少し大きく宣伝した場合には、もっともっとたくさんの方がこの相談室に訪れるのではないかなというふうにして考えています。

この質問の中では、経済効果ということは、本当は自治体のある病院では考えの中に入れないで行くのが本来なのでしょうけれども、やはり1円でも黒字を出すというような、根室の病院の院長先生の話も聞いたことがあります。その中で、ソーシャルワーカーを導入したときに、さまざまなことを相談に乗ってもらおうということで、病院として経済的に反映できる部分があるかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） ソーシャルワーカーさんを常勤で置いて、病院としての収益的なこと含めて、そういうメリットがあるという御質問かと思うのですが、その配置によって点数が取れるかどうか、ちょっとまだ私のほうでは把握しておりません。基本的には、先ほど議員がおっしゃったように、患者さんと医師をつなぐ、あるいは各施設との相談窓口となる調整役をするというのが、ソーシャルワーカーの大事な仕事のひとつだというふうには私は認識しております。

当然ほかの病院、例えば別海から釧路の病院に転院をする、また戻ってきてうちで引き

受けるといったときの調整ですとか、介護施設との関連なんかも当然あると思いますので、どういったところに効果があるという部分は、お金ではあられさせられない部分ではないかなというふうには思っております。ですから、それによって収益が上がるとか、人件費が多くかかるからということでは、判断し切れないものではないかなというふうには思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 先ほど、ソーシャルワーカーがいることによって職員が、患者さんや家族への配慮に欠ける部分が出てくる負の部分があるというふうにしておっしゃいましたけれども、それというのは、院内の中で教育してもらう必要があると思います。これというのは、医療従事者にとって、だれかがいるから自分が何かしなくていい、配慮に欠けるというようなものではないと思いますので、ぜひ全体的にソーシャルワーカーが導入されるされないにかかわらず、配慮に欠けない仕事のあり方というのが必要だと思います。

二つ目です。新しい病院での診療開始の時期は見えています。病院の中に社会福祉士を導入し、役割を果たしてもらおうとすれば、どのような企業でも戦力になるまでに期間が必要のように、別海町の地理的条件はもとより、住民の状況や医療に対する思いを肌で感じてもらうことが、まず必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これは社会福祉士導入するかどうかというのは、まだきちんと決まっているわけではありませんけれども、もし導入するということになったときに、こういうことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 仮にのお話しになりますけれども、本院の中に社会福祉士を配置されたとした場合ということで、メディカルソーシャルワーカーの経験のあるなしですとか、出身地等にもよりますけれども、別海町の医療や保健福祉にかかる業務内容、あるいは連絡の仕組み、地域的な特性ですとか、釧路管内、根室管内の各医療連携室との調整方法、あるいは医療業務全般にわたる基本的な知識への習得ですとか、そういった研修は、当然必要になるというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 研修は、本当に必要だと思います。必要だと思いますが、これは短期間で済むものではないと考えています。別海町はそれなりに広い地域で、人との交わりの中で学んでいく、地域の中でゼロから出発をする。もし別海町の中で、社会福祉士が病院の中で仕事の間を得るということになりますと、1人ということになります。1人になることで、自分が戦力になってやっていくというまでには、本当に肌で感じてもらう、戦力になるために自分を育てていく時間というのは、必要な時間だと思うのですけれども、ただ研修をしていく、短期間でその研修が済むものだというふうな考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 自分でも経験ありますけれども、1年生で入ったときは大変緊張もしてますし、全く知識がないというのが当然あると思いますので、病院の中でもそういう人を育てるということは、非常に時間がかかることだと思っております。看護師であれ、ほかの職員であれ、当然教育指導をする立場の人間がいて、専門についてやることもございますし、いろいろな場面、各専門職、専門部署があつたら、そちらのほうといういろいろな連携をとるだとか、いろいろな会議にも出させるとか、まず学ばせるということ

が非常に時間がかかると思います。ですから、短期間で当法人は育つとは思ってもおりませんし、例えば仮の話ですけれども、社会福祉士を1名確保したというところから始まりますと、やはり数年かけて一人前になっていくような形になるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 新しい病院の中で、今もお答えいただいたのですけれども、新しい病院の中での診療開始の時期は見えてきています。他の福祉関係との連携とか、そして病院内での人間関係が構築されなければ、ソーシャルワーカーの仕事は成り立たない。研修期間だけでなく、その人間関係の構築ということが非常に重要になってくると思いますけれども、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） これも仮にメディカルソーシャルワーカーを病院に配置したという場合を想定してお答えになりますが、当然ほかの福祉関係と連携も、先ほどから言っていますけれども、連携はもちろんですけれども、病院内の連携ですとか協力関係を確立していくことは、当然必要でございますし、お互いの業務がスムーズに運ぶ努力は、当然職員としても職務というふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 社会福祉士の方が、もしソーシャルワーカーになったときに、医師との連携とか本当に大変な役割を担ってもらうということで、連携が大変だということがよく認識されていて、よいことだと思っています。

4番目として、住民の医療に対する思いはふえ、医療裁判がさまざまなところでふえてると聞いています。医療問題にかかわる弁護士をふやすことも、必要かもしれません。しかし、医療機関の中で関係者がその人にいかにかかわれるか、いかに家族を含めた人とのつながりを持つことができるかということが、医療機関での不信を防いでいくには重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 患者さんや御家族いかにかかわれるか、つながりを持つことが重要ではないかという御質問でございますけれども、このことは医療機関としても大変重要なものと考えております。

医師は、当然患者さんへの適切な治療、あるいは健康への指導ですとか相談に対応する。看護師は、医師の指示に基づいた看護を行うとともに、患者さんの身の回りの世話ですとか、御家族を含めた相談を積極的に行うといった役割を担っております。

また、他の事務部門等におきましても、同様な役割を担っておりまして、病院全体として、患者さんあるいは御家族への信頼関係の確保に努めているところでございます。完璧にできているかと言うと、まだまだ町民の皆さん、あるいは患者の目から見たら足りない部分あるかと思いますが、基本的にはうちのドクターあるいは看護師も含めて、真剣に取り組んでいるというところを、まず御理解いただければなというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 家族との信頼関係が本当に重要になってくると思います。人間っ

て生まれて、そして育って、育っている中で毎日食べて、眠って、排せつしてということで、本当にシンプルに生活している。それが一番重要なのですけれども、最後にやはり巡ってくるのが、死ということです。尊厳ある命の完成を支える環境づくりというのは、病院全体でしていく必要があると思います。一次医療の別海町ですし、地域医療の大切な役割を担っていくということで、前に今進んでいращやと思うのですけれども、こうしたことの中で、医療者の現場の中で働いていく一人として、そのソーシャルワーカーが家族との連携、信頼関係を構築していく、その仲立ちをしていくというのは、本当に重要な役割を果たすと思います。社会福祉士というのは、傾聴者のプロ、話を聞いて共感して、そしてそれを次につなげていくプロであるというふうにして感じています。ですので、5番目のソーシャルワーカーの仕事は、多岐にわたり重要で、住民を理解し、広い視野から相談に乗ってくれる人を病院の新病院開設と同時に、相談室に配置する必要があると考えています。この広い意味から、ぜひ配置する必要があるというふうにして考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 実際にはまだ、先ほどお答えしましたように検討中でございます。必要性については、当然私も認識しておりますし、本当に患者さん側、御家族から見ると、ソーシャルワーカーの位置づけというのは、非常に頼りになる存在だなというふうには、当然認識もしております。先ほど言いましたように、いろいろな面で、ほかにも病院にはいろいろな優先課題もございます。医師の確保ですとか、看護師の確保も含めてそうですけれども、最近ではS Tと言われる、いわゆる言語聴覚士の部分についても浮上してきております。いろいろな条件の中、ある程度の優先順位もつけなければならぬですし、すぐにやらなければならないこと、それから順番に進めていかなければならないこと、そういったことを十分配慮しまして、これからも進めていきたいというふうにご存じしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 優先順位の中で検討が大であって、必要性は認めておられるのですけれども、なかなか優先順位の前に進み出てこないのがソーシャルワーカーであるというふうな雰囲気にもちょっと聞こえるのですけれども、23年度の新規採用の中で、社会福祉士の方が1名含まれました。でも、採用には3名の応募があったと聞いて、少し驚いています。社会福祉士を取るというのは、本当に非常にハードルがたかくて、数少ない資格であって、いつも応募があると限らないと考えています。

次年度採用を待つのではなくて、育ってもらう時間、この育ってもらう時間というのが本当に大切だと考えています。前倒しで採用が必要ではないか、8月にもし採用というのが決まれば、次年度ということを持たずに、その時点で応募、募集というのも考えられないかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 病院事務長。

○病院事務長（真籠 毅君） 育ってもらうために、前倒しでの採用が必要ではという御質問でございます。メディカルソーシャルワーカーという職種につきましては、国家試験化にはまだなっておりません。暫定的に社会福祉士がそれに携わっていることが望ましいという形態が多いと伺っております。

町職員には、医療・保健・福祉あるいは地域の状況を熟知している職員もおられます。例えば看護師、保健師も含めてですけれども、そういった即戦力となる方をソーシャル

ワーカーとして迎えて対応するということも、中身を熟知している分だけ非常に効果性が高いかなというふうなことも考えておりますし、そういった全体のことを全部含めて、これから十分検討してまいりたいというふうには考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 自治体の仕事として、住民の健康や福祉を守るというのは大切な役割だと思います。新しい病院が建つということの中で、住民の皆さん、期待もたくさんありますし、不安もたくさんあります。その中で、こうしたソーシャルワーカー導入について、町として新しい病院を建てていく中で、町長として、このソーシャルワーカー導入について、どのように考えていらっしゃるか、事務長としてではなく、町長としての見解をお聞きしたいと思います、最後に。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

ソーシャルワーカーの必要性でありますとか、それは今事務長が答えたところであります、必要性については我々も感じておりますが、いずれにいたしましてもいろいろとまだまだ人的な確保については、いろいろなソーシャルワーカーだけに限らないわけであります。その辺も十分考慮しながら、病院、また、福祉の関係の部署とも今後十分に検討しながら、協議しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○5番（瀧川榮子君） 最後に、場所によっては、病院ではなくて、診療所の中でもソーシャルワーカーを置いているところがあります。その中では、やはり大切な役割を果たしているソーシャルワーカーがいらっしゃいます。この地域でも、ぜひそうした方向性で、患者さんが少ないとか、入院患者さんが少ないとか言うのではなくて、地域の中で必要な人材であるということで、ぜひよい方向に検討していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番丹羽勝夫議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○7番（丹羽勝夫君） 大きく4点について質問させていただきます。

1点目といたしまして、別海町自治基本条例制定についてということで、私の一般質問の通告に、内容の取り決め方と今後の町民に対する周知方法についてとありましたが、先日の7日の全員協議会で、内容については、後日14日に審査特別委員会で検討できるということです、そのときにといい、前段の内容の取り決め方についての質問は、取りやめさせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

質問の前に、別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会の皆様には、何度なく会合を開かれ、持たれ、立派なものをつくり上げていただきましたことに、大変御苦労さまで

したと言わせていただきます。

それでは、最終的な素案ができ上がり、町民への説明会が1月19日、1月20日、2日間にわたって開催され、また、同時にパブリックコメントも、平成22年12月28日から平成23年1月25日にわたって行われました。私も3会場参加させていただきましたが、大変参考になる御意見等が出ておりました。その質問、御意見に対しての御返答を持ち帰って検討する旨のことも幾つかありました。そのことの資料も立派にでき上がり、先日7日の全員協議会の場でいただきましたが、これをどのような形で質問者へ御返答なされたのか、また、なされる予定なのかと思っています。

素案ができ上がって、町民への説明会後の日程の取り方に大変無理があり、町民への説明不足があったかと思いますが、町民に対する周知方法についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

パブリックコメント並びに地域説明会においていただきました御意見につきましては、広報べつかい3月号で報告をさせていただいておりますけれども、パブリックコメントの町の考え方につきましては、ホームページに登載をしながらお知らせしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） インターネットを通してのホームページ、これに対して、町民が何%ぐらい見て周知されるのかなと、その点の数字的なものはお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長から。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

どの程度インターネットで町民の皆さんがごらんになっているかという数字については、押さえておりませんが、今それに対するアクセスの数、それが今わかればお知らせをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） ありがとうございます。

これはインターネットですが、何名がそれに対してアクセスしたかということは、これは世界じゅうの人がアクセスするわけですから、その数字を聞かれても、私は大変理解しがたいところがあります。というのは、なぜこういうことを聞くかと言うと、日程的に町民に対する周知が、期間がなかったということに尽きるかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 町民の皆さんへの周知ということでございますけれども、パブリックコメント、こちらにつきましては、皆さんから意見をいただいたものでございます。それをすべてこういうふうにしますという形というのは、みんなで作る自治基本条例検討委員会、そちらのほうでの検討事項となりますので、それを逐一皆さんにお知らせするという事は、事前にお知らせするという事は、お答えするという事は考えておりませんでした。それで、先ほども御説明いたしましたように、今ホームページで町の考え方、実際にその条例のほうに盛り込まれた内容について、ホームページでお知らせしているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 説明会、パブリックコメント、これに参加する方は、大変興味を

持っているから出席され、また、意見を述べているのかなと思います。その件に関して、返答を一々することにはできないということは、それではもう1回説明会等を開いていたいてはいかがなのですか。そういう時間がなかったから、できなかったということになるのかなと思います。その辺を含めて、住民説明会の回数は、当初から1回を想定してスケジュールを組んでいること。

それから、いろいろなこういう説明書をいただいた中で、時間がない、説明に時間がかかり過ぎるのでできない、また、議会での特別委員会も、ここに来て14日にしかできない日程になっています。何がなんでも今月中にという前提があるために、広く町民の意見を聞くための説明会、パブリックコメントの御意見も、最終的には、その結果の説明会も開くこともなく、一方的な報告で終わってしまっています。

最初に懸念されていた行政主導になっていることに対し、大変遺憾に思っています。その辺を含めて、町長の御所見をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えをいたします。

まず、この自治基本条例の制定に当たっては、行政主導ということは全く当たりません。いわゆる検討委員会、町民の皆さんの公募、また、いろいろな団体の皆さんから推薦をいただいた方々41名で検討をしていただいたところであります。そして、もちろん期間的に短いと言われれば、短いかもしれません。しかしながら、我々町としてこの問題に取り組んできたのは、もう1年以上、2年前から準備をしてきたところでもございます。その中で、検討委員会の皆さんには、それぞれこの短い期間ではございますが、町として何がなんでもこの3月の中で制定をしなければならないということは、我々もそういう要求はしておりません。できれば、お願いをしたいということで、その中で検討委員の皆さんが、短い期間であります、最大限努力をして、そしてできない場合は、やむを得ない、この3月にはこだわらないということを確認をいただいた上で、この検討委員会の皆さんが、制定の提言書に向けて精力的に頑張ってくださいました。本当に短い期間の中で、まさに短期集中的に審議をいただいて、今日の提言書の提出をいただいたところであります。したがって、私どもも議会の皆さんとも8月、9月から実質的に検討委員会始まっておりますが、その以前にも相談をさせていただきまして、どういう形でこの自治基本条例について策定を進めていくかということをお相談もさせていただきました。そして、議会の皆さんの御了解のもとで、こういう形で策定作業をしてきたわけであります。

したがって、私も今丹羽議員の意見については、町民の皆さんからそういう意見がどんどん寄せられているということも聞いておりませんし、そして今パブリックコメントについても、日本国じゅうからいろいろな意見が寄せられております。そして、それについて、町としてそれについて一々一つ一つお答えをする、そういうことでもないわけです。いわゆる町主導ではないわけですから、その意見については、検討委員会の皆さんが十分意見を協議してもらって、そして提案書にそれを取り入れていくのか、または取り入れない、取り入れるものではないと判断するのか、それらも含めて検討委員会の皆さんが判断されたところであります。したがって、もし議会としてそういう、まだまだこれは制定には時間を要するとか、また、もっともっと町民に周知を図る、いろいろな御意見あるかもしれませんが、もしそうであれば、議会として御提案をいただければいいのではないかなと思っておりますし、私も最初から言っているように、何がなんでもこの3月いっぱい制定するということにはこだわっていないということを最初から申し上げてきたとこ

ろであります。

したがって、私としては、そういう町民の皆さんの検討委員会の中で精力的に大変苦勞されてやっていただいた。それがすばらしい、先ほどお話しがありましたように、すばらしい提言書として提案していただいたと、そういうこともおっしゃられましたので、私ももちろんそのとおりでございますし、そういうことで、ぜひ今定例会に提案させていただきましたので、ぜひ御理解をいただいて、条例の制定について、今後特別委員会の中でも御審議をいただきますので、ぜひ御決定をいただければと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと議長から丹羽議員に。先ほど質問の中にありました、今定例会中の自治基本条例のことについて特別委員会、全員議員による、結成する特別委員会ということは、この議会側で決定した事項でございます、町側ではございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） そのことは、私も議会側で14日にやるということは、自覚しておるつもりであります。

今の町長の御答弁の中で、私は内容等を決めている期間内は、これは私は別海町のみんなで作る自治基本条例の皆さん方がやってきたことでございますけれども、今後そのでき上がった素案を、せっかく住民説明やられ、パブリックコメントをやられてきた、その後3月いっぱいまでに、どのようにして周知させていただくのかという質問に対して、広報及びホームページ等で紹介しました。このホームページ等に登載しただけの周知の仕方でもいいのかということに遺憾に思っているわけです。その辺を、改めてお聞きしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） パブリックコメントにつきましては、御承知のとおり、ホームページをお願いをしております。また、広報べつかいでも、あわせて意見を募集したところでございます。

今、パブリックコメントに対する別海町の考え方については、ホームページに掲載をしている最中でございます。必要があれば、この後4月の広報べつかいのほうに掲載をさせていただきたいということで考えております。いずれにしても、皆さん方の意見を、みんなで作る自治基本条例検討委員会の中で盛り込むものは盛り込む、盛り込まないものは盛り込まないという整理をして提言をいただきましたので、その結果については、皆さん条例を見たときにわかっているものと思っておりますし、今後議決されまして、実際に条例が施行された暁には、町民の皆さん方にわかりやすいパンフレット等を配付することを考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） ぜひ周知方法をインターネット等に頼らず、確実な広報だとか、そういったものでお願いできればと思います。

また、今4月の広報にも記載させて、載せていただくということですが、この件もやはり決定前の3月前にぜひ広報等で載せれるような準備等があったらよかったのかなと、このように感じております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

エゾシカ問題についてということで、現行の別海町がシカ駆除に対する問題点、農業被害、交通事故等をどのようにとらえられておりますか、問題に対しての取り組みと結果等をお知らせいただきたいと思います。

また、今後の取り組みについてのお考え方もお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） エゾシカ問題について、御答弁いたしたいと思います。

エゾシカにつきましては、新聞報道等でも御承知のとおりと思いますが、エゾシカの生育分布の拡大によりまして、北海道では推定64万頭と言われております。この東部地区においては32万頭、そのうち根室管内においては、3万3,000頭生育しているというふうに言われております。この数値につきましては、道が行うライトセンサス、あるいはヘリコプターセンサス及び狩猟者による目撃情報など、こういったものをもとにしまして、エゾシカ保護管理検討会というところがございまして、ここで算定数値化をしているものであります。

また、積雪量や気温など、気象変動にもよりますが、自然増加率はおおむね20%程度と見込まれております。根室管内では、毎年6,000頭を超える捕獲をしなければ、その生育数は増加することになります。根室管内の市町村が行う有害駆除と一般狩猟で捕獲する頭数は、約4,000頭余りとなっております。今後、広域的かつ効率的なエゾシカ駆除を実施しなければ、減少方向には向かないものと考えております。

北海道においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、エゾシカ保護管理計画を策定し、計画的な個体数管理の取り組みを進めておりますが、急激なこの生育数の増加に伴いまして、交通事故による生命の危機、あるいは農林業被害等が増加傾向にあるのが実情でございます。

別海町では、交通事故では64件、あるいは農業被害では、4億4,800万程度の被害があるというふうに言われております。このことから、町としてエゾシカの有害駆除対策を毎年秋、2番草の刈り取りが終わる9月中旬から10月下旬の一般狩猟が始まる前まで、これを猟友会別海支部の会員の皆さんに御協力を得ながら、銃による一斉駆除を実施しているところでもございます。しかしながら、野生鳥獣の有害駆除対策を担う猟友会の会員の高齢化、あるいはこのたびの銃刀法の改正などによって、会員も減ってきているというような状況もありますし、さらには可猟期に国有林、道有林、それと鳥獣保護区に逃げ込み駆除ができないなど、なかなか成果が上がらない、そういった現状にあります。

今後の取り組みといたしましては、従来の対策に加えまして、今新規狩猟免許取得希望者への支援として講習会の実施、あるいは今後国有林、道有林や鳥獣保護区の開放、あるいは夜間の捕獲など、規制緩和に向けた国、道への要請活動など、こういったことを含めまして、広域的な取り組みになるよう詰めていきたいなというふうに考えております。

また、厚真町での猟銃死亡事故も教訓にありますので、住民の安全を第一に考え、交通事故等も含めて、各関係、これは環境省あるいは根室振興局、猟友会等の関係者と今後いろいろと協議いたしまして、検討して、有効な被害対策に努めてまいりたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 大変わかりやすく数字を上げていただきまして御説明いただきまして、ありがとうございます。

今の答弁の中で、何点か掘り下げてちょっと質問したいなと思います。

農業被害、有害駆除事業が9月中から10月の中ごろまでということですが、この有害駆除事業の時期については、問題はございませんでしょうか。減少に向けて行うということに対しての、時期的な問題はございませんかどうかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 今、時期的な問題というふうに言われました。これにつきまして、我々も時期的に問題はあるなというのは考えておりますけれども、今秋1回しかやってないということがございますけれども、これが雪解けとともに牧草地に戻ってくる時期の春駆除、これを実施をしたいなというふうに考えておりますけれども、ただ、この時期というのは、非常に個体処理のためにどうしても牧草地に入っていかなざるを得ないというところもございます。そういったところによりますと、一番牧草の収穫前の草地への車両の出入りが非常に難しいということで、一斉駆除体制がとれないところでもあります。そういったことでは、今後この春駆除の体制づくりが必要だというふうに思っておりますので、この辺を春と秋の2回程度できるようなことも考えていかななくてはならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 時期的な問題も、できれば春は新芽が出てくる時期で、大変シカもそれに集中して来ます。ただ、今言われたように、春の時期はどうしても牧草地が柔らかいということも理解しますので、ぜひ御検討をいただければと思います。

また、交通事故等に関して、先ほど述べられておりましたけれども、これ大変このシカとなると、広域でやっていかなければならないという問題がございますけれども、特に走古丹等につきましては、時期的に生息が大変多い時期がございます。そういった時期的な問題で、例えば柵をつくるとか、そういったお考え方等あれば、お聞かせ願いたいなと思います。これは、町ではできないかなと思います。その辺も含めて、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 交通事故等、特に走古丹に行く道道には、非常にシカが出るということがございます。今特に走古丹地域を考えておりますけれども、地元からも強い要望がありまして、道道に対して、侵入防止柵の設置はできないかということで、ここ二、三年前からずっと言われてはいたのですが、なかなか実施ができない状況でしたけれども、そういったことを含めまして、道道ということもありまして、釧路総合振興局の釧路建設管理部の中標津出張所、昔で言えば、土現の中標津出張所と言うのですが、そこの所管ということでありますので、ここ二、三年ずっとそういう要望をしておりましたところ、本年試験的に、シカの侵入柵の防止策を200メートルほど設置していただいております。若干改善する余地はありますけれども、非常に地元としても喜んでおりますし、今後これをもっと延長していただきたいということで、向こうのほうの予算もありますので、この辺は何本になるとは言いませんけれども、今後とも、その延長を要請している、そういうところでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） できますれば、強い要望を入れていただきまして、200メー

ルが2キロ、3キロになればうれしいなと思っております。

あわせて、先ほどから大きな答弁いただいた中で、広域でやってかなければならないというお話しもございましたが、別海町としてのシカ対策的な協議会というものがあるのかないのか、その辺を、あともしあれば、広域でどのような連帯ができているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 先ほどの答弁の中で、今後の進め方の中で、ちょっと言い忘れておりましたけれども、今言われたように、今別海町としては、エゾシカの対策のあり方、あるいは情報の共有化を図るというような面から、町を初め農業あるいは森林組合、猟友会、あと関係機関、こういった構成の中で、エゾシカ対策協議会を設立しようということで、この関係者にそれぞれ今協議をしまして、設立しようという答えをいただいておりますので、3月中にメンバーを決めて、このエゾシカ対策協議会を立ち上げたいというふうに思っています。今後この協議会の中で、効果的な駆除体制を整備していきたいというふうに考えております。先ほどの春駆除も含めてですね。

それからまた、先ほど言いました広域的ということについては、根室管内においても1市4町、振興局も入れて、振興局と1市4町及び猟友会などの組織する根室管内エゾシカ対策協議会が設置されております。こういったことで、こういったことも含めて、町の協議会、管内的な協議会、こういったところ含めて、広域的な視野で問題解決に当たっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 今、協議会を立ち上げているということでございます。広い管内でございまして、そこら辺の連携がうまくとれればいいなと感じております。

先ほど御答弁の中に、今年度の捕獲数を言われておりましたけれども、できましたら、昨年度との比較の数字がもしわかりましたら、また、当初捕獲数の目標がどの程度に置かれて、そしてどういう実績があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） エゾシカの実績、あるいは目標数値ということでございますけれども、エゾシカの駆除頭数の目標については、特に定めておりません。ただ、我々思っているのは、管内で4,000頭ぐらい以上捕獲しなければということにいくと、別海町は非常に広いということもありますし、走古丹という大きなシカが来るというところもありますので、事務局サイドとしては、1,000頭ぐらいはやはり行かないとなというふうには思っていますけれども、特定はしておりません。そんなことで、前年実績以上の駆除を目標にということで、猟友会の皆さんにはお願いをしているところでもあります。

なお、有害駆除の実績についてですけれども、20年度で314頭、これはあくまでも有害駆除の頭数です。それから、21年度が300頭、22年度におきましては、610頭というふうになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 今年度で、22年度で610頭、この数字に対して、走古丹での有害駆除等がもしあつての頭数がこの中に含まれているのかどうか、お聞きしたいなと思

います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） この頭数の中には、走古丹地域の頭数は入っておりません。2月の末から3月の中旬ぐらいにかけて、ことしやろうという計画を立てておりましたが、環境省等の協議の中で、2月中だけしかできないということでございましたので、ちょうどそのころが時期的に期間が短過ぎるということで、猟友会といろいろ協議したのですけれども、その期間内ではとても、やっても1回ぐらいしかできないということで、大したことはできない。そしてまた、とるとり方が、まき狩りと言いまして、ある場所までシカを追い込んで、そこで銃で撃つしかない。今までのように適当に打てない、適当と言うか、その中では、それは保護区ということもありまして、かなり遠いところまで追い込んでからでないと銃で撃てないというようなことで、非常に人数もおりますし、非常に労苦が伴うということで、非常に難しく、期間的には無理だということで、猟友会でいろいろ調整しましたけれども、そういうことで、2月いっぱいではないとだめだと。3月になりますと、タンチョウだとかオオワシ等が飛来してきたりしているので、そういった希少動物がいるので、3月に入ってはだめだというようなこともありまして、非常にこの保護区の取り扱いというのは、ちょっと難しいなというところでございます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） よくわかりました。

別海町で捕獲個体の処分をどのようになされているのか、処理、処分施設の体制がどうなっているのか、ここら辺の問題があるかないか、お答えいただきたいなと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 処分の関係でございますけれども、2年ぐらい前は、別海町の中にも上春のほうに、そういったシカを取り扱ってくれる業者がございましたけれども、今現在は、ここ一、二年はその業者がこういったシカを取り扱わないということで、処分につきましては、駆除については、一般狩猟は別ですけれども、駆除につきましては、町としてはある一定の箇所に集めていただいて、そこから標津町にある処理業者をお願いをして処分しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） けさほどの新聞等によりますと、いわゆるシカの有効活用というようなことで、食肉用の個体を買って上げてやっていたというところでございますけれども、この別海町として、有効活用をしようというようなことでもあれば、前にあった、上春別にあったその施設ですか、そういったものを今後別海町として必要なのかどうか、その辺どのように考えておられるのか、もしわかれれば御質問したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 処理ということでございますけれども、町としては、当然シカの駆除に対しては、いろいろ二、三年前から、この食肉に使う有効利用を図ろうではないかということで、シカをつかまえて養鹿して、そして肉にしようという、そんなこともいろいろ言われてきております。しかし、なかなかシカをとって、処理して、精肉にしていくということは、ちょうど施設もなければならぬ、それなりの衛生管理もしつかりしていかなければならぬ、そういったことで、なかなか隣の街がそういう業者もい

ましたけれども、今余りやってないような感じもしてます。阿寒ではやっていますけれども、なかなか町としては、この施設の利用をどういうふうに持っていったらいいのか、いろいろ猟友会の皆さんからも、そういう要望も一時ありましたけれども、その施設管理、あるいは食肉の流通関係、これがなかなかはっきりしてないというようなこともありまして、今将来的には、この辺をどうするか、今後の課題ということで我々とらえております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） よその地域でやられているのを見ますと、なかなかうまくいっているところが少ないようでございます。ぜひその辺、検討して課題にさせていただきたいと思います。

今年度、シカ駆除1頭につき、ハンターへ1万円の支給になっております。この1万円の内訳について、補助金を含めて御説明いただければと思いますけれども、よろしく願いします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） ハンターに対する報償金の問題だというふうに思っておりますけれども、昨年までは1頭に対しまして、5,000円ということでやってきておりますけれども、どうしてもなかなか成果が上がってこないということもありましたし、非常に猟友会とのお話しの中で、当然燃料が上がったとか、玉が変わって規制が強くなったとか金がかかる、あるいは業者の個体を買取りしてくれた時期もありましたけれども、今そういったところもないと。非常にハンターの皆さんも、もう経費がかかるというようなこともございまして、去年は試験的に、話の中で1万円ということでやらせていただきました。おかげさまで、前年度を上回る頭数をとれたということでございますけれども、ただこの1頭1万円の報償金につきましては、実は町と中山間事業でやっています別海集落、当然農家の人方ですので、こういったシカ対策も大事だということで、中山間事業のほうで、別海集落より2分の1の助成もいただいて実施しております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） そうですね、数字等も見ますと、昨年度は300頭、今年度は610頭と。この1万円が成果を出しているかどうかわかりませんが、成果が出ているのかなと感じとれます。ぜひ来年度に向けても、少しでも多くの目標に向けてとっていただければと思います。

この1万円のほかに、処分をするのに、どこかへ持っていくわけですが、その運搬費だとかそういったものは、その1万円の中に入っているのか、それともどこかで持っているのかということを確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） これの処理費のほうでございまして、これについては先ほど言いましたように、猟友会の会員の皆さんがとったシカを一定の場所に集めていただきまして、そこから標津のその処理業者に運ぶ運搬賃、それとそこの処理業者に支払う処理料というのですか、これについては、別途町と中山間事業の別海集落、2分の1ずつ負担しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） わかりました。それでは、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、三つ目といたしまして、べつかい乳業興社の事業報告書についてということで、このことは、前回の一般質問に際し、調査して返答をいただくことになった件でございます。酪農工場が議会に対しても、事業報告書を毎年提出しますが、酪農工場と中山間事業の集落部門で決済されている経費の部分の決算方法がわかりづらく、理解しがたい決算方法かと思いますので、再度お尋ねいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） お答えいたしたいと思います。

この牛乳消費拡大については、別海町集落が取り組んでおりまして、牛乳・乳製品開発及び消費拡大助成事業ということで、別海集落で定め、牛乳・乳製品消費拡大事業実施要綱により、集落のほうで事務を行っております。

この消費拡大事業の事務処理が、町に対する報告書に反映されていないとの前の御指摘でございました。乳業興社の事務処理については、当然適正な処理をされているというふうに考えておりますけれども、御指摘にありますことにつきましては乳業興社に、事務処理の方法でありますから、乳業興社のほうに申し入れをいたしまして、22年度決算、あるいはまたは23年度の事務処理に向けて、報告書に反映できるように申し入れたところでもございます。

今後は、町に対するそういった報告書の中に反映されるものと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） ぜひ決算書がだれもが見て理解できる、透明性のある事業報告書を今後期待したいと思います。

あわせて、今まで決算されてきた中で、どれほどの販売促進用の、特に旅費交通費等が集落から出されておりますが、私どもには、それを知るところがございませんので、ぜひ酪農工場に集落から旅費等の経費が幾ら出てきたものかということを文書でもって、年度別、金額別に出していただけるかどうか、確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 今の質問でございますけれども、これは資料の提供ということでございますので、これは議会の決め事でございますので、議会の決めたことに従いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 今の答弁にもございましたが、丹羽議員から要望のあった資料、本来一般質問の中で資料要求というのはなかなか難しいので、それでそういうことであれば、一般質問でなくて、所管事務調査か、違う中で要求されれば、それは議会ですそれを取り扱って町側に要求するかしらないか、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 了解いたします。

その確認をとりたいということで、この質問に対して、できるものかできないものかと

いうことの確認をとりたかったということでございますので、あとは議会を通して資料請求をしたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 確認について、産業振興部長。

○産業振興部長（飯島孝二君） 済みませんけれども、これについては、私どもが所管するものでなく、別海集落が行っている事務でございますので、それについては、別海集落の許可が必要だと思います。今後そういうことができるのかできないのか、集落のほうと話ししてみないとわかりませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） これは集落のほうで仕切って、領収書等を管理しているものと思いますけれども、乳業興社の経理等の中にも、この数字は押さえられているものと思います。私は、どちらからの資料提供でも結構でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

この件について、もし何かございましたら。

○議長（渡邊政吉君） 今の件につきましては、先ほど私からも申しましたが、資料要求、相手側が集落で合ってますね。議会側できちっと決めて、そのように要望をするのなら。

丹羽議員のほうの、今の集落なのかどうかともかくとし、丹羽議員がどこの席というか、どこの場でそれを求めるかによるのですね。ですから、それは議員のほうの考えで、その場でそういうときに出していただいて、その後取りはからいたいと思っています。

副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 私、昨年の6月から社長やっておりますので、社長の立場で言うべきなのか、その辺を含めてちょっとお聞きいただきたいと思います。

先ほど、まず質問あった中山間にかかわる経費の云々という関係については、12月の定例会終わった後に、すぐさま職員のほうに、ことしから経理上できるのか、あるいは23年度からできるのか、それを含めて、きちんとするようにしたほうがいいということで指示をしておりました。

過去のことにについて、いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、これ決して職員が悪いのではなくて、職員はきちんと会計士等と協議をして物事に対処をしていたとの報告を受けております。

もう1点は、反問権と言ったら何なのでございますが、今私どもは生産されたものを何とか売ろうということで、いわゆる株主のJAの皆さんの御理解と御支援をいただいて、いわゆる中山間事業の経費を通して御支援をいただいております。いわゆる了解のもとに、いわゆる職員は動いているわけでございます。したがって、そこまで疑ってと言ったらおかしいのですけれども、私ども決して隠すとかいうことはございません。当然JAの皆さんにも、そのとおり出しております。したがって、その質問の趣旨が、どういう趣旨なのかというのがわからなければ、これ当然会社としても、職員としても混乱を生じます。したがって、なぜそこまでのものが必要なのかということを、まずお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、中山間事業にかかわる件については、これは既にそちらのほうの会計の中で整理されておりますので、その関係の書類を今の時点で出せと言われましても、先ほど産業振興部長が言われたとおりの対応しかできないと思います。私どもにある関係であれば、会社のほうにある書類の関係であれば、丹羽議員さんの御質問にお答えを

したいと思います。そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） まず1点は、私は乳業興社の決算がどうのこうのとは言っておりません。ただ、集落で行っている中山間事業の経費等が、酪農工場の旅費交通費等に充てられているということです。これは間違いないと思います。その決算方法が、集落のほうで行っているために、決算書の中には載ってきません。乳業興社の決算書の中には、載ってきません。そうしますと、私方議会にそのものが来ます。それで私は、どの程度のそういう経費が中山間事業から出されているのかということが、まず1点知りたいのです。これ、知る権利はもちろんあるかなと思います。まず、その辺からひとつお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 先ほども振興部長から、今のことにちょっと答えたのですが、それも引くくめて、もう1回振興部長できますか。

丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 先ほど、私は議会を通して言っていたきたいということですが、それでも、その中で、集落のところでやっておるので、そちらのほうの確認をとらなければいけないという答弁に対して、このことは、酪農工場の経理の中でも確認ができるのですよ。これはもう私2年も3年も前から一般質問していることでございますので、その中で、領収書の管理は集落でやっていますけれども、コピーでも酪農工場でとっているのですよ。それは当然のことですよ。行ってきた経費をいただいているわけですから、ですから、どちらでもいいですから、それを提出していただだけませんか。我々何年も決算書をいただいております。その中に、そういった販促用の経費がどれだけかかっているのかということも知り得るのですよ、本来であれば。ところが、それが出てませんので、私は提出していただきたいということをお願いしているところです。

○議長（渡邊政吉君） それで、振興部長答えるかもしれない。それは、公社に出してほしいということになりますので、公社に対してここで質問されても、たしか係のほうでは答弁できないのということだと思っているのですが、ですから議員がそれを要求されるのであれば、ここでなくて、先ほど私が申しましたように、違うところでそういう考えを述べられるのなら、それはそれで、また別な話だと思います。

丹羽議員。

○7番（丹羽勝夫君） 私もそのように理解したのですけれども、今副町長のほうから、私に対する反問権的な質問がございましたので、改めて答えさせていただいたわけですが、そんな程度でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 副町長のほうから、今副町長社長なのですが、どうしてそのような報告書、あるいは資料が要るのかということで、今丹羽議員がそういう意味で知り得たいのだということでございますから、そういうことでいいのではないですか。

振興部長、何かコメントないですか。

副町長。

○副町長（磯田俊夫君） 私は反問権として、どうしてそういう趣旨のものが欲しいのかということの、その趣旨がわからないというふうに言ったわけです。それがもしそういうことであれば、今まで公社でやっていた決算は、間違いだというふうにしか、私は社長の立場で受け取れなくなってしまう。

はっきり言いますが、職員から受けた報告の中では、会計士と相談をして、これでいいのだよということを出したやつだというふうに報告を受けております。

また、株主はＪＡの皆さんなのですけれども、ＪＡの皆さんにも総会、取締役会等々を通して、それで報告を受けて、なおかつＪＡから出されております監査委員の皆さんに了承を得て、この数年間流れてきているわけでございます。その点、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員。

○７番（丹羽勝夫君） ですからね、私が何年もかかって、このことに対して質問した。もちろん、乳業興社の職員がどうのこうのということは、一切言ったこともございません。ただ、経理方法が透明化されてないのでということで質問しているだけのことです。ですから、この販促用の旅費交通費等が、幾ら事業報告書を見てあるのかなと、私は知りたいのです。でも、その項目は載ってきません。なぜかと言うと、旅費交通費等に対しては、直接集落のほうでお支払いいただいているからです。そういう透明性のない決算でなく、一度何か科目をつくって、酪農工場、乳業興社のほうに上げていただいて、そこから旅費交通費として支払ってますよという仕組みをとっていただいたらどうですかというのが、今までの質問なのです。

それで、先ほど部長のほうから、その辺は了解しました、検討してみますよということですから、私は理解を得たところなのです。いいですか。

○議長（渡邊政吉君） それで私はよろしいと思いますけれども、ですからこの場でどうのこうの、それ以上はなりませんので。

丹羽議員さん、それで続けください、質問を。

丹羽議員。

○７番（丹羽勝夫君） ぜひ、先ほど部長が言われたように、この乳業興社のほう、透明性ある経理処理をお願いいたしたく期待しております。

きょうもう時間がございませんので、以上をもちまして、きょうの私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上をもちまして、丹羽勝夫議員の一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

なお、明日１１日から１６日までは、本会議は休会となります。

なお、明日１１日は、各常任委員会が開催されます。また、１４日は、自治基本条例審査特別委員会、１５日と１６日は、予算審査特別委員会となっております。いずれも午前１０時ですので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 ３時０６分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員